

第5期芽室町総合計画後期実施計画（案）目次

施策番号	施策名	ページ数	主管課	担当課
1	1-1-1 担い手育成と農業の応援団づくり	2～5	農林	
2	1-1-2 農業生産性の向上と経営基盤支援	6～7	農林	
	1-1-3 農地・土地改良施設等の整備・充実		農林	
3	1-1-4 地域林業の推進	8～9	農林	
4	1-2-1 地域内循環の推進と商工業の振興	10～13	商工	
5	1-2-2 地域資源を活用した観光の振興	14～17	魅力	生涯
6	2-1-1 学校教育の充実	18～21	教育	
7	2-1-2 社会教育の推進	22～25	生涯	教育
8	2-2-1 地域文化の振興	26～27	生涯	環境
9	2-2-2 スポーツしやすい環境づくり	28～29	生涯	
10	3-1-1 生涯を通じた健康づくり	30～33	健康	子育て・高齢者
	3-1-2 公立芽室病院の総合的な医療体制の維持・発展		公立	
11	3-2-1 安心して生み育てることができる子育て支援	34～37	子育て	
12	3-2-2 子育て環境の充実	38～39	子育て	
	3-3-1 地域で支え合う福祉社会の実現		健康	
13	3-3-2 高齢者福祉の充実	40～41	高齢者	健康
	3-3-3 障がい者の自立支援と社会参加の促進		健康	
	3-4-1 互いに認め合う地域社会の形成		健康	高齢者・政策
	4-1-1 災害に強いまちづくりの推進		総務	都市
	4-1-2 消防・救急の充実		消防	総務
	4-1-3 暮らしの安全・安心の確保		環境	商工
	4-2-1 有効な土地利用の推進		都市	政策
14	4-2-2 快適な住環境の整備	42～45	都市	環境
	4-2-3 道路交通環境の整備		環境	政策
15	4-3-1 景観の保全とクリーンエネルギーの推進	46～47	環境	
16	4-3-2 廃棄物の抑制と適正な処理	48～49	環境	農林
17	4-3-3 上下水道の整備	50～51	水道	
	5-1-1 徹底した情報共有と町民参加の促進		政策	総務
	5-1-2 住民自治の実現と地域の活力の維持		魅力	政策・総務・都市
18	5-2-1 効果的・効率的な行政運営	52～53	政策	総務・都市
	5-2-2 健全な財政運営		政策	住民
19	5-2-3 親切・便利な行政サービスの推進	54～55	総務	政策・住民
20	5-3-1 シティプロモーションの推進	56～57	魅力	
	5-3-2 国際・地域間交流の推進		魅力	農林・生涯

1-1-1 担い手育成と農業の応援団づくり

主管課 農林課

1 現状と課題

本町農業は、恵まれた資源を活かし、小麦、てん菜、ばれいしょ、豆類及びスイートコーンなどの作付けを中心に、長いもやごぼうなどの野菜類の作付けを加えた大規模畑作農業経営と大規模化が進む畜産経営により、農業全体として堅調に推移しています。また、農産物加工や物流、農機具メーカーなどの関連産業を含め地域経済の発展に大きく寄与しています。

国が策定した「食料・農業・農村基本計画」においては、令和12年度までの食料自給率(カロリーベース)の目標を45%と設定し、特に「農業の持続的な発展」のなかでは、担い手の育成・確保、経営所得安定対策の着実な推進、農地中間管理機構のフル稼働による担い手への農地集積・集約化と農地の確保が明記されており、本町においても、将来にわたる安定的な農業・農村づくりが大きな課題として顕在化している状況にあります。

本町では約600戸の農家が約 20,000haを耕作していますが、毎年10戸前後の離農や農業経営者の高齢化が進む一方、経営の大規模化や作業負担の大きい野菜作付けの増加、畜産・酪農における通年労働力が不足しており、家族労働の限界、雇用労働力の確保が難しく、本町の基幹産業である農業を発展・持続させるための「労働支援体制の拡充」は、重要課題として早急に対策を検討する必要があります。

また、TPP11や日EU・EPA、米国との貿易交渉など、諸外国との連携協定や交渉状況を注視し情報収集したうえで、国の対策についての要望活動や町行政としてできることの検討を進めなければなりません。

本町農業が私たちの生命と健康の基本である「食」を提供する重要な役割を担うことについて、町民が教育活動や体験活動を通じて理解を深めることは大変重要なことです。これまでも実施してきた「めむろまるごと給食」、「地産地消バスツアー」、「めむろ農業小学校」、「食農教育」、「農家民泊」などの食育推進活動をととして農業の応援団づくりを進める必要があります。また、生産者と関連事業者、消費者などが連携して、地域農業を支える取組を進める必要があります。

さらには、長期にわたって安定した農業生産と経営を実現するため、JAめむろが推進する「十勝めむろブランド」の確立に向けての加工・流通施設への支援や地元農業者で構成する生産・加工・流通組織への支援など、芽室町産農畜産物のPRとさらなる販路拡大を図る必要があります。

2 施策の方針

農業経営体の育成と新たな担い手の確保を推進し、町民の「食」と農業に対する理解の促進を図り、持続可能な農業による活力あるまちづくりを目指します。

対象	農業経営体 町民
意図	農業経営体の育成と新たな担い手確保による、経営の安定・拡大 担い手への農地集積 町民の「食」に対する理解促進
結果	専業経営を中心とした、発展・持続する土地利用型農業の推進

3 施策の主な内容

(1) 担い手の育成・確保と労働力支援体制の整備

- ・農業経営体の育成にかかる「農業担い手育成支援事業」を継続し、経営能力や営農技術の強化を支援します。
- ・農業経営体の大部分は家族経営であることから、雇用労働力の確保、配偶者対策など農業後継者や生活の安定に向けた対策を総合的に解決するための仕組みづくりを農業関係機関・企業とも連携して構築します。また、雇用促進住宅、ふるさと交流センターの農業分野における活用を推進します。

(2) 芽室町農業再生協議会との連携(経営所得安定対策、国内農業・国際経済政策への対応)

経営所得安定対策による経営支援、TPP11、日EU・EPAをはじめとする諸外国との経済連携協定及び交渉状況の把握と対策の検討は、「芽室町農業再生協議会」が中心となって行います。また、国内農業政策の周知や事業実施の検討を行います。

(3)食育・地産地消に関する事業の拡充(農業の応援団づくり)

- ・町内農畜産物を活用し、学校給食で実施する「めむろまるごと給食」を継続します。また、体験型の食育推進活動として実施してきた「めむろ農業小学校」や「地産地消バスツアー」などは、運営体制や事業内容の見直しを随時行い、さらなる成果向上を目指します。
- ・十勝・芽室農業の応援団づくりのため取り組んでいる「農家民泊」(めむろ農家民泊研究会)への支援や、教育委員会と連携した、町内児童対象の「食農教育」などの取組を継続します。

(4)耕地防風林造成支援対策

生産性向上だけでなく、将来的・長期的な農業経営や景観保全の観点から実施している「耕地防風林造成支援対策」を継続します。また、支援対策とは別に全町的な防風林造成の考え方を整理し、効果的な防風林帯の整備について検討を進めます。

(5)芽室町農畜産物のPRと消費・販路拡大の支援

JAめむろが推進する「十勝めむろブランド」の確立に向けた施設整備や販路拡大策について側面的支援を行うとともに、自発的に生産・加工・販売・流通などを行う農業者団体や、新たな作物への取組などの相談に応じ、6次産業化への進め方や効果的な補助制度のアドバイスなどの支援を行います。また、農畜産物の過剰在庫の解消など、消費拡大に向けた取組をより一層強化します。

(6)芽室町農業振興計画の推進

「芽室町農業振興計画 2021」について、目標達成に向けて関係機関と連携して推進します。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	基準値	目標値(R8)
①新規就農者数(後継者就農を含む)	農林課調べ	39人 (H30~R3)	50人 (R5~R8)
②認定農業者等の担い手への農地集積率	農林課調べ	95.9% (R3)	95.0%以上
③日頃、地産地消を意識して買い物をしている町民の割合	住民意識調査	86.4% (R3)	85.0%

5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	R5	R6	R7	R8
担い手の育成・確保と労働力支援体制の整備	農林課・農業委員会		実施			
認定農業者等への農地集積	農林課・農業委員会		実施			
経営所得安定対策、国内農業・国際経済政策への対応	農林課		実施			
食育・地産地消に関する事業の拡充	農林課		実施			
耕地防風林造成支援対策	農林課		実施			
芽室町産農畜産物のPRとさらなる販路拡大支援	農林課		実施			

6 関連する SDGsの目標



1-1-2 農業生産性の向上と経営基盤支援

主管課 農林課

1 現状と課題

大規模畑作経営と畜産業がバランスよく調和する本町農業は、大型堆肥センターの整備や、ほ場副産物の有効利用と良質な有機質資材の供給、耕畜連携による家畜ふん尿堆肥の製造など有機質資材の積極的活用によるクリーン農業を実践しています。

また、環境負荷の低減に配慮した持続的な農業生産活動を目指す「環境保全型農業直接支払制度」に取り組む農業者はスタート当初より大幅に増加しており、国の「みどりの食料システム戦略」と歩調を合わせた取組も必要となっています。

農業の生産性向上のためには、土づくり、適正な輪作体系の推進、有害鳥獣や病虫害への対策など幅広い範囲で指導や支援を行う必要があります。JAめむろと町が共同で運営している「農業振興センター」は、これらの課題の指導機関として大きな役割を果たしており、継続した運営と役割発揮が求められています。

てん菜作付奨励事業は、道内最大級の製糖工場を持つ町として、地域経済への影響や適正輪作体系の維持、土づくりの観点からも重要であり、継続した支援を検討する必要があります。

また、農業従事者の高齢化などによる労働力不足への対応として、ICTを活用した農作業の省力化・効率化がさらに推進されることが予想され、光回線網の有効活用の検討を進める必要があります。

酪農・畜産部門では、飼養頭数の増加に伴う家畜ふん尿の適正処理、町営牧場と哺育育成施設の効率的な運営などの課題に対し、「芽室町における酪農基盤整備構想」や「芽室町家畜ふん尿処理推進計画」に基づき、具体的な整備計画や運営体制の構築などを早急に進める必要があります。

さらに、近年の予測することが困難な社会情勢の変化や自然災害などは、農業経営に大きな影響を及ぼす可能性があることから、さらなる経営基盤の強化を図ることが必要となっています。

2 施策の方針

環境に配慮し、効率的な農業生産を進めるとともに、本町農業・農畜産物の理解を促進し、農業の持続的発展による安定した地域経済の推進を図ります。

対象	農業経営体 農業者で組織する団体(生産・加工・流通)
意図	生産性の向上に向けた土づくり、適正な輪作、病虫害・有害鳥獣対策を進める 先進的技術や施設整備による効率的な農業経営 地元産農畜産物のPRと販路拡大
結果	安全・安心の農畜産物の供給 持続可能な農業経営による地域経済の拡大・推進

3 施策の主な内容

(1) クリーン農業と土づくりの推進

- ・地力の増進のためには土壌改良が必要であり、堆肥などの有機物の畑地還元は土づくりに有効であるため、定期的な土壌診断や農業残留確認調査の実施など食の安全・安心への取組を支援するとともに、堆肥センターの設備・機器などの計画的更新を行います。
- ・堆肥センターによる堆肥製造と環境保全型農業直接支払制度の活動は連動性もあり、今後も継続して実施・支援を行います。

(2) 指導体制(農業振興センター運営等)の継続

農業経営への指導支援と技術情報の提供などを行う「農業振興センター」は、適正な輪作体系の推進、病虫害の発生防止や、適正な作業時期、施肥管理などの指導体制を継続します。

(3) 農業生産振興対策の継続

- ・「てん菜作付奨励事業」は、適正輪作体系の維持や省力化・低コスト化を図るため、令和4年度から令和7年度までの4年輪作を考え支援を継続します。
- ・農業 ICT の活用は急速に進んでいますが、関係機関・企業と連携した光回線網の具体的活用方法

の検討や、より高度な気象データの提供・活用をはじめ、生産・営農から農村生活など、農業分野におけるデジタル化を推進するため「農業DX構想」を策定します。

(4) 農作物有害鳥獣対策の強化

農作物に対する有害鳥獣による被害が継続していることから、農業者の自衛意識醸成を図り、狩猟免許の取得助成や電気柵設置支援、鳥獣被害対策実施隊員の継続配置、研究機関との連携などによる対策の検討を行うとともに、農畜産物残渣や生活廃棄物の適正処理など、有害鳥獣を誘引しない周辺環境整備への意識啓発を図ります。また、有害鳥獣残滓等処理施設による駆除後の残滓処理の適正化を継続します。さらにはハンターの後継者対策を含め、抜本的・総合的対策を計画化し実施します。

(5) 「芽室町における酪農基盤整備構想」の実現

- ・家畜ふん尿処理対策については、再生可能エネルギーとしての活用など、「芽室町家畜ふん尿処理推進計画」に基づき、具体的な対応策に取り組みます。
- ・町営牧場の今後のあり方については、哺育育成施設と連動して検討する必要がある、JAめむろなど関係機関との協議を重ね、運営体制や人材確保、経費の分担などのルールづくりを行います。

(6) 安定した農業経営基盤づくりの支援

農業を取り巻く社会情勢の変化、大雨や大雪、台風などによる災害や、不測の事態に対しても農業経営を継続できる安定した経営基盤づくりに、関係機関と連携した支援を行います。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	基準値	目標値(R8)
①農業生産額	農業生産額(農業再生協議会)	363 億円 (R3)	363 億円

5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	R5	R6	R7	R8
クリーン農業と土づくりの推進	農林課	→	実施			
指導体制(農業振興センター運営等)への継続支援	農林課	→	実施			
農業生産振興対策の継続	農林課	→	実施			
農作物有害鳥獣対策の強化	農林課	→	実施			
「芽室町における酪農基盤整備構想」の実現	農林課	→	実施			

6 関連する SDGs の目標



1-1-4 地域林業の推進

主管課 農林課

1 現状と課題

国内の林業産出額は昭和55年の約1.2兆円をピークに近年は5千億円前後で推移しており、木材価格も需要の低迷や輸入材との競合により長期的に下落を続け、近年はほぼ横ばいで推移しています。

このため、林業の採算性は悪化し、経営意欲・所有意欲のない小規模・零細・高齢の森林所有者が増加している状況です。

本町においても、林業を取巻く状況は国内と同様であり、伐採後の山林を農地にするなどの他用途化により森林面積は減少傾向にあります。

平成28年5月に閣議決定された「森林・林業基本計画」においては、本格的な利用期を迎えた森林資源を活かし、CLTなどの新たな木質部材や非住宅分野における新たな木材需要の創出と、主伐と再造林対策の強化などによる国産材の安定供給体制の構築を両輪として進め、林業・木材産業の成長産業化を図ることとされました。

また、平成31年4月から「林地台帳制度」の運用が開始され、町が森林所有者や境界などの情報を一元的に取りまとめ、適切な森林整備のために林業事業体などに台帳情報を提供しており、さらには令和元年度に創設された「森林環境譲与税」を活用し、一層の地域林業の振興に寄与する取組が必要です。

本町においても、十勝管内で連携する森林認証協議会に参画し、認証材としての高付加価値化を進めるとともに、新たな国の制度に対応する必要があります。

近年は、鳥獣・虫害や気象災害による森林や林道の被害も増加傾向にあり、特に奥地の被害状況把握に関しては時間を要することから、今後も関係機関との連携を密にし、対応機材の導入も含めて検討が必要です。

また、災害などの未然防止の観点から、公益的機能の発揮が期待される既存の保安林などの維持管理の継続とともに、幹線防風林などの新たな配置についても早期に取り進める課題です。

本町の豊かな森林を将来へ引き継ぐため、森林所有者に限定することなく、自然に親しむ機会を設けることで、二酸化炭素の吸収による地球温暖化防止効果や生物多様性の保全など、森林のさまざまな効用について町民の理解を深める啓発活動も重要な取組となります。

今後も「芽室町森林整備計画」や「芽室町地域材利用推進方針」などの計画に基づき、森林資源の適切な管理や循環利用を計画的に推進することが重要となります。

2 施策の方針

森林が持つ多面的機能の理解促進と、機能に応じた森林の整備・保全を進めます。

対象	町民・町有林・私有林・森林所有者
意図	森林が持つ多面的な機能について町民の理解を深める 計画的な保育・造成などにより森林を適正に管理する
結果	森林が持つ多面的・公益的機能(災害防止・水源かん養・生物多様性の保全・生活環境の保全・地球温暖化防止など)が発揮される

3 施策の主な内容

(1) 町有林及び附帯施設の管理事業の推進

- ・個別計画に基づき、国や関係機関の事業も活用しながら町有林の適正な管理と更新を行い、森林の持つ公益的・多面的機能の維持向上を図ります。
- ・防災・減災の観点から、既存の保安林の適切な管理を行うとともに、令和2～3年度において実施した風向・風速調査の結果データを基に、新たな防風林の造成などの検討を進めます。
- ・林道や林道橋など附帯施設の点検・維持管理を行うとともに、必要に応じて路網の整備を行います。

(2) 民有林振興事業の推進

- ・森林の持つ公益的・多面的機能の保全・維持向上を図るため、造林や除間伐、野そ駆除に係る事業に対する支援を継続します。
- ・民有林が計画的かつ適切に維持管理されるよう、森林経営計画の作成や森林認証制度への参加を支援します。
- ・森林環境譲与税の活用及び林地台帳制度の運用により、森林の適正な維持管理と不足する林業の担い手確保対策、**木材利用の促進や普及啓発**を検討します。

(3) 森林・林業への理解促進と森林保全

- ・植樹祭などの自然に親しむ機会を設け、森林のさまざまな効用について理解を促進し、将来へ残すべきものという認識を高めることで、森林の保全と林業への理解を促進します。
- ・林業関係団体などへの参画を継続し、必要に応じてパトロールや治山事業などを実施するなど、森林保全に努めます。

(4) 地域林業の振興

- ・建築物などへの地域材利用、新たな木材製品・技術の普及や木質バイオマスの利用については、関係機関と連携しながら取組を進めます。
- ・日EU・EPAの動向や関連対策などについては、関係機関と連携しながら情報把握と必要に応じて対応の検討を進めます。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	基準値	目標値(R8)
①森林が持つ多面的機能を知っている町民の割合	住民意識調査	89.8% (R3)	90.0%
②適正に管理されている町有林面積の割合	森林調査簿より	99.6% (R3)	99.0%以上
③適正に管理されている私有林面積の割合	森林調査簿より	94.9% (R3)	95.0%

5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	R5	R6	R7	R8
町有林及び附帯施設の管理事業の推進 ・計画的な森林施業の実施	農林課		実施			
民有林振興事業の推進 ・森林所有者による除間伐事業などへの支援	農林課		実施			
森林・林業への理解促進と森林保全 ・自然に親しむ事業などの実施	農林課		実施			
地域林業の振興 ・森林認証制度の活用などによる地域材利用の促進	農林課		実施			

6 関連する SDGsの目標



1-2-1 地域内経済循環の推進と商工業の振興

主管課 商工労政課

1 現状と課題

本町の商工業は、基幹産業である農業を核に振興・発展してきましたが、時代の変遷とともに、商業と工業の現状と課題の違いが顕著となって表れ、商工業の調和のとれたまちづくりが課題となっています。

また、令和2年1月以降、国内で急速に拡大した新型コロナウイルス感染症によって、人やモノの移動が制限を強いられ、社会経済活動に甚大な影響を受けることとなりました。

商業にあっては、道路網整備及び郊外型大型店の出店などに伴い、生活圈や経済圏の広域化による町外への消費流出を余儀なくされるなか、町では交通、商業及び集客の核施設として駅前広場整備と併せ再開発ビル「めむろ〜ど」の建設、道路事業を基盤とした商店街整備、借り上げ公営住宅によるまちなか居住の促進などのハード事業と、「芽室町買い物スタンプカード事業」「プレミアム付商品券販売支援」「住宅リフォーム奨励事業」などソフト事業により、現在まで町外への消費流出の抑制及び町内消費の喚起を図ってきました。近年のネット通販の普及など新たな流通経路による消費流出の加速化に対応するとともに、感染症対策と経済活動の両立に向け、経営構造転換と併せて落ち込んだ消費の回復・拡大を図るべく、消費刺激策やキャッシュレス化の対応への支援などを進めてきましたが、一層の町内消費の喚起、地域内経済循環を促進するための方策の検討が必要となっています。

また、経営層の高齢化や店舗の老朽化により、駅前地区を中心として空き店舗、空き地が点在するなど、駅前地区の商店街の持つ中心性が低下し、商店街形成に大きな影響を与えています。町での空き店舗対策は、町民が集う交流スペースの設置による副次的な活用にとどまっており、商店街形成を図るためにも新規開業や新たな事業分野開拓への支援など、多様な活用策の検討が重要となっています。

工業系企業においては、東工業団地、西工業団地、弥生工業団地に約310社の企業が立地し、基幹産業である農業と連携した相乗効果により持続的な発展を遂げており、道東自動車道及び帯広広尾自動車道インターチェンジへのアクセスの利便性を背景に、立地の引き合いが多い現状にあります。しかしながら、現在提供できる工業団地は狭小であることから、企業要望に応じられなくなってきており、新工業団地(第6工業団地)造成が急務となっています。

また、近年、我が国の中小企業では人手不足が深刻化し、工業団地における企業においても人手の確保に苦慮しています。企業の持続的成長のためには安定した労働力確保が必要とされていることから、雇用促進住宅の整備、芽室町ハローワーク(無料職業紹介所)の運営など、企業の労働力確保対策を支援する取組を行ってきました。将来的な人口減少に伴い、今後もより一層の人手不足が見込まれることから、企業と連携した取組を継続していくことが重要となります。

2 施策の方針

農業を軸とした産業連携による商工業の振興及び企業誘致と地域内経済循環を進めます。

対象	商工業者・工業系企業
意図	町内消費の拡大と産業連携による地域内経済循環を図る 企業誘致・支援による工業団地内企業活動の維持・拡大を図る
結果	雇用・税収の確保 町内消費の増加

3 施策の主な内容

(1)「まちなか再生の推進」に連動した商店街活性化と地域内経済循環の促進

- ・「まちなか」の集客力の源となる「魅力ある個店」づくりや、誘客・顧客化の取組を支援し、来街機会の増加により、商店街の活性化を図るとともに、**空き店舗などを活用した新規創業・業態転換などへの支援策を検討**します。
- ・「めむろ駅前プラザ」「めむろステーションギャラリー」など、町民が集い、利用するスペースを継続して運営するとともに、施設の老朽化に対応した改修を行います。
- ・町内消費の喚起、地域内経済循環を促進するため、既存事業の継続・見直しや、**キャッシュレス決済・地域通貨(Mカード)の推進など、幅広い手法**での経済循環事業に取り組みます。

(2) 中小企業・小規模事業者に対する支援

- ・芽室町商工会と連携し、中小企業・小規模事業者支援体制を強化します。
- ・販路拡大や新商品開発、新たな事業分野開拓など中小企業・小規模事業者の経営力強化を支援します。
- ・国や北海道と連携し、中小企業・小規模事業者における労働生産性の向上を支援します。

(3) 起業に対する支援

芽室町商工会、金融機関と連携した起業・創業者向けの事業を継続・充実するほか、起業の基礎知識を学ぶ起業セミナーや専門家との個別相談など、起業・創業者に対する支援を行います。

(4) 新工業団地(第 6 工業団地)の造成と企業誘致

- ・新工業団地の造成を目指した取組を進めます。
- ・交通アクセスなどの利便性と、優良農畜産物の産地である強みを生かし、農業関連企業や運輸・倉庫業を中心とした企業の誘致を継続し、物流ハブ機能の発揮に向けた取組を進めます。

(5) 立地企業への支援

- ・立地企業における、新たな投資などを支援します。
- ・人手不足を解消するための支援を行うとともに、すべての求人企業と求職者にきめ細やかな支援ができるよう継続して芽室町ハローワークを運営します。

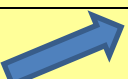
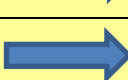
(6) 関係団体・組織との連携による商工業の振興

- ・芽室町商工会やJAめむろ、みなくる商店会など、各種関係団体・組織と連携し、産業連携による商工業の振興を図ります。
- ・町、芽室町商工会による「芽室町商工業振興戦略会議」を継続し、商工業振興策の充実及び強化を図ります。

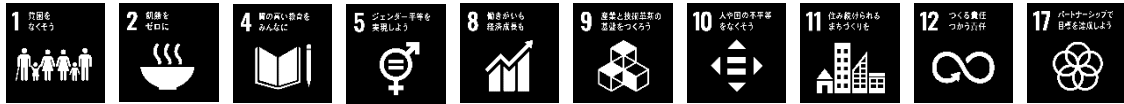
4 施策の成果指標

成果指標	説明	基準値	目標値(R8)
①製造品出荷額・商品販売額	経済構造実態統計調査 (工業統計調査) ・経済センサス	8月判明(R3) 795 億円(H28)	900 億円 700 億円 以上
②納税義務者 1 人当たりの町民税額	「市町村税の概要」 (北海道調べ)	111 千円 (R1)	88 千円 以上
③町内でのお金の循環を意識している町民の割合	住民意識調査	60.9% (R3)	80.0%

5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	R5	R6	R7	R8
地域内経済循環の促進	商工労政課		実施			
中小企業(小規模事業者)に対する支援	商工労政課		実施			
起業に対する支援	商工労政課		実施			
新工業団地(第 6 工業団地)の造成と企業誘致	商工労政課		実施			
立地企業への支援	商工労政課		実施			
関係団体・組織との連携による商工業の振興	商工労政課		実施			

6 関連する SDGsの目標



1-2-2 地域資源を活用した観光の振興

主管課 魅力創造課

1 現状と課題

本格的な人口減少社会を迎え、さらには新型コロナウイルス感染症の影響を受け、国内旅行市場が縮小傾向となるなかで、観光客の拡大を図っていくためには、観光目的の多様化に対応しながら、地域の産業を支える関係者が一体となり、新型コロナウイルス感染症への対応とそれらの終息を見通した観光地域づくりを進めることが必要となっています。

本町は、十勝の空の玄関口であるとかち帯広空港から車で30分圏内に位置しており、道東自動車道の芽室インターチェンジや十勝平原サービスエリアを有することから、交通アクセスの強みを生かした取組を進めてきましたが、多様化する観光ニーズに対応するためには、従前までの取組に加え、基幹産業である農業をベースに豊かな自然景観や食など、本町が持つ多彩な資源を生かした魅力ある滞在型・体験型の観光地づくりを進めていくことが必要となっています。そのため、観光振興の中心を担う芽室町観光物産協会をはじめとして、JAめむろや芽室町商工会など関係団体が農商工連携による観光・交流を軸とした地域づくりを戦略的に推進することが重要です。

また、全国的な少子・高齢化、人口減少が進み、本町のまちづくりの担い手減少が想定される中、住所を有していなくても本町に継続的・多様な形でかかわる交流人口・関係人口づくりが求められています。このことから、本町の観光物産資源を活用した魅力的な独自の取組や、ホームページやSNSなどを活用した情報発信、さらには観光ガイドの育成など受入体制・組織・人材育成の充実を図る必要があります。

なお、本町の歴史ある観光資源のひとつである「新嵐山スカイパーク」は、運営の効率化及びサービス向上の観点から、第3セクターによる運営を行っていますが、経営可能な運営のあり方の検証を踏まえ、効果的・効率的な施設整備を進めながら、町民にとって誇ることのできる、魅力ある場所を目指した取組が求められています。

その他にも、芽室町をはじめ十勝・日高管内にまたがる「日高山脈襟裳国定公園」の国立公園化は観光振興の契機ではあるものの、まだ十分認知されていない状態であり、今後、新たな観光資源としての活用や、国立公園を目的に来訪する方が、芽室町をはじめ十勝管内で滞在してもらえるような取組を進める必要があります。

2 施策の方針

農業や景観、食、人など本町の地域資源を活かした観光による魅力づくりを行うため、本町のブランド力の戦略的な活用を図りながら、観光誘客の促進を目指します。

対象	町外観光客
意図	観光客の滞在時間と日数を増大させ、観光消費の拡大を図る 観光資源が認知され、新規観光客とリピーターを獲得する
結果	芽室町が道内・国内・海外に発信される 交流人口の増で消費の拡大につながる

3 施策の主な内容

(1)新嵐山スカイパークの基本方針

本町最大の観光地であり、着地型観光を推進するための中心的な施設(観光拠点)となる新嵐山スカイパークについては、設置者である町として適切な施設管理を行うとともに、本町を訪れる観光客が豊かな自然や地域のおもてなしを通じて、「芽室町の個性を体感できる場づくり」をコンセプトに施設整備を行い、「町民にとっても自慢できる、誇ることのできる新嵐山スカイパーク」を目指します。また、運営については、「合理化すべきものは合理化する」「投資すべきものに投資する」「行政費用を下げる」の3つの方針に基づき、これまでの多角経営を検証しながら、官民協働の視点を活かした取組を進めます。

(2)地域資源を活用した観光まちづくりの推進

- ・本町の強みである農業をベースに食や景観、人などの地域資源を生かしながら地域ブランドの要素を盛り込んだ芽室町独自の観光メニュー、体験プログラム(サイクルツーリズム事業、芽室遺産の活用など)を開発し、魅力の創造と発信を進めます。
- ・発祥の地であるゲートボールを活用したまちづくりを進めます。
- ・多様化する観光客ニーズや外国人観光客に対応するため、個人旅行者や外国人旅行者にとっても利用しやすい観光案内拠点の充実など受入体制の整備や観光情報案内機能の強化を図ります。

(3)芽室町観光物産協会に対する支援

地域資源を活かした観光・物産振興を推進する組織である芽室町観光物産協会への組織強化に対する支援を行いながら、本町の観光と関連産業の振興を図ります。

(4)道東自動車道を活用した観光振興の推進

- ・道東自動車道の整備が進んだことで札幌市からの移動が短縮されたことから、芽室町の観光資源をはじめ農産物やその加工品などの地域資源を活用した道央圏をはじめとする道内各地域からの誘客と経済誘引を図るとともに、十勝平原サービスエリアを活用した地域拠点整備構想の策定に努めます。
- ・管内各市町村や十勝総合振興局、十勝観光連盟などと連携した道東自動車道の活用を進めます。

(5)農業を核とした農商工連携による物産振興

農商工連携による物産PRや販路拡大など、本町の基幹産業である農業を核とする観光産業の成長を目指します。また、ふるさと納税制度を積極的に推進し、地場産の返礼品贈呈により、本町の魅力を広く発信し、物産振興・産業活性化を進めるとともに、これからのまちづくりに活用させていただく貴重な自主財源の確保として積極的に進めていきます。

(6)町民、地元企業との連携及び情報発信の充実

地域全体で観光客を受け入れるため、町民や地元企業が自ら芽室町の観光資源を再認識し、磨き上げ、観光情報を発信していただけるよう、人と人とのつながりによる協働での観光振興を図ります。

(7)日高山脈襟裳国定公園の国立公園化を見据えた地域振興・観光振興の推進

国立公園の想定エリア内に立地する市町村と設立した十勝・日高山脈観光連携協議会を通じて、日高山脈と十勝を結び付ける認知の向上を図ります。また、町内及びエリア内の観光資源の洗い出しや観光ルート開発など、観光振興・地域振興を推進します。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	基準値	目標値(R8)
①芽室町外からの観光入込客数	十勝総合振興局 まとめ	160,800 人 (R3)	169,000 人
②新嵐山スカイパーク利用者数	魅力創造課調べ	273,520 人 (R3)	288,000 人

5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	R5	R6	R7	R8
新嵐山スカイパークの基本方針に基づく施設整備	魅力創造課		実施			
地域資源を活用した観光まちづくりの推進	魅力創造課		実施			
芽室町観光物産協会に対する支援	魅力創造課		実施			
道東自動車道を活用した観光振興の推進	魅力創造課		実施			
農業を核とした農商工連携による物産振興	魅力創造課		実施			

6 関連する SDGsの目標



2-1-1 学校教育の充実

主管課 教育推進課

1 現状と課題

令和4年5月現在、本町では小学校4校(児童数1,012人)、中学校3校(生徒数579人)を設置し、また、高等学校は公立・私立合わせて2校(全生徒数858人:うち町内生徒数122人)が設置されています。今後、道内・管内の児童生徒数は、総じて減少傾向にあります。

さて、今日、学校教育においては“より良い学校教育を通じてより良い社会を創る”という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、持続可能な社会の創り手となるための資質・能力を育む「地域とともにある学校づくり」、及び誰一人取り残すことのない教育の実現が求められています。

そのため、本町では、コミュニティ・スクールの取組を進めるとともに、学校では、個別最適な学びと協働的な学びの一体的実現を目指す中で、知識・技能、思考力・判断力・表現力など、学びに向かう力・人間力などの育成を図っています。また、小・中学校全学年30人学級の実施や特別な教育的ニーズにきめ細かく対応した教育の推進、小中学校配置計画に基づく特定地域選択制度の運用、学校施設などの老朽化対策、学校のICT環境の整備や図書・教材の整備、教職員の働き方改革の推進など、安全・安心で質の高い教育環境の充実に向けた取組を進めています。

しかし、今後ますます少子高齢化・人口減少、グローバル化などが進む中、町に愛着や誇りをもち、夢に挑戦しつつ、地域の発展を支えるなど、自ら未来を切り拓くとともに持続可能な町づくりに寄与する人財を育むため、「第2期芽室町教育振興基本計画」を策定し、教育施策の総合的・計画的な推進が必要となっています。

2 施策の方針

社会に開かれた教育課程を基軸として、地域とともにある学校づくりを推進するとともに幼保小、小中連携・一貫教育などを推進することにより、持続可能な社会の創り手の育成を目指します。

対象	児童生徒
意図	確かな学力、豊かな心と健やかな体を育み、持続可能な社会の創り手となるための資質・能力を身に付ける
結果	社会に出たときに自立できる児童生徒

3 施策の主な内容

(1) 確かな学力と社会の変化に対応する力の育成

- ・学習指導要領の趣旨を生かした教育の推進、ICTを有効活用した教育の推進、町の基幹産業である農業や歴史、文化など郷土に根ざした特色ある教育活動やSTEAM教育、キャリア教育及びSDGsに関する取組を推進します。
- ・小・中学校全学年の30人学級編成実施の推進や習熟度に応じた指導などによるきめ細かくで質の高い学びの実現を目指します。また、全国学力・学習状況調査や学校評価の実施などを通して検証改善サイクルを機能させるなど、学習効果の最大化を図るため、各学校におけるカリキュラムマネジメントの確立に努めます。
- ・小学校における外国語活動・外国語科の推進及び教育環境の整備のため、外国語指導助手(ALT)の配置のほか、教員の研修の機会の確保に努めます。
- ・幼保・小の円滑な接続を図る「スタートカリキュラム」の実施、及び9年間を見通した探究・提案・発信型の未来志向の学びである「めむろ未来学」の実施を通じ、学びの連続性や社会的自立に視点を当てた小中連携・一貫教育を推進します。

(2) 規範意識や思いやりの心など豊かな心の育成

- ・学校の教育活動全体を通して、生命の尊さや思いやりの心、規範意識などについて考えを深めるとともに、「考え、議論する道徳」や情操教育の充実に努めます。
- ・主権者教育、人権教育、情報モラル教育、環境教育などの推進とともに、体験活動や文化芸術体験

の充実に努めます。

- ・いじめの未然防止や早期解消に向け、組織的な対応を強化するとともに、いじめや不登校などの悩みを持つ児童生徒や保護者、指導に当たる教員に対して、スクールライフアドバイザーや教育支援センター指導員を活用した助言・相談などの教育相談の充実に努めます。
- ・関係機関と連携し、組織的かつ計画的に不登校支援を実施する不登校支援システムの推進により、登校に困難を抱える児童生徒への多様な学びの保障に努めます。

(3) 健やかな体の育成と健康・防災教育の推進

- ・学校給食を活用した食に関する正しい知識や望ましい食習慣の指導などの健康教育を推進し、食育指導体制の充実に努めます。また、学校給食の提供を基本とし、食物アレルギーなどに対する代替食の提供など、児童生徒の健やかな成長や発達を支援します。
- ・「めむろまるごと給食」は、地元産食材を活用し、食を支える本町の基幹産業である農業の大切さと食の安全・安心を学び、地元産食材の魅力をすることで、食を支える人への感謝と地元への愛着を育む食育・食農教育として継続して実施します。
- ・全国・全道大会出場助成やスポーツ機会の充実による体力向上方策の推進を図ります。
- ・災害の予防の知識向上及び地震時などにおける避難の実践活動の習得など、防災教育や安全教育を推進します。

(4) 特別なニーズに対応した教育の推進

- ・特別な支援や配慮を必要とする児童生徒が増加傾向にあり、より一層きめ細かな対応に資するため、教育活動指導助手や学校支援員を学校に適正に配置し、特別支援教育の充実に努めます。
- ・幼稚園・保育所と小学校の間での児童個々の就学指導に有効な情報提供・意見交換を目的としたカンファレンスの実施や、就学後のつまづきを早期に発見し、つまづきに応じた支援を早期に開始することを目指した小学校における「読み書き支援スクリーニング」のほか、就学などの各種相談体制及び関係機関との連携を強化するため、「地域コーディネーターを複数配置」するなど、発達支援システムを推進します。

(5) 地域とともにある学校づくりの推進

- ・保護者及び地域住民などの学校運営への参画の促進及び連携強化を進め、「地域とともにある学校づくり」を目指し、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)を推進します。また、社会に開かれた教育課程とコミュニティ・スクールを基盤として、食農教育をはじめとする「めむろ未来学」を推進します。
- ・上美生小・中学校では地域との連携を図りながら山村留学制度を継続して推進します。

(6) 教育の機会均等などの学びのセーフティネットの構築

- ・就学援助、私立高校生徒授業料補助、大学等奨学金など、教育費用の負担軽減を図るため、各学校段階に応じた就学支援を推進します。
- ・「人口減少克服・地方創生」の視点から、定住促進策として大学等奨学金一部償還免除制度を実施します。

(7) 安全・安心で質の高い教育環境の整備

- ・学校施設は子どもたちが1日の大半を過ごす学習・生活の場であり、豊かな人間性を育むための教育環境として重要な役割を果たすため、学校施設等長寿命化や多様なニーズに対応するための整備を推進します。また、老朽化が進む給食センターの施設や設備は、年次計画に基づき計画的な整備に努めます。
- ・学校図書館の充実や時代に応じた教材備品などの整備を図ります。
- ・GIGAスクール構想の実現に向け、「芽室町教育委員会 ICT整備・活用指針」に基づき、情報活用能力を、言語能力と同様に「学習の基礎となる資質・能力」と位置付け、ICTを活用したあらゆる学習を実現するため、ハード・ソフト・人材を一体としたICT環境整備に努めます。
- ・タブレットや電子黒板、及びプログラミング的思考の育成を図る学習教材やAIドリルを活用し、児童生徒一人ひとりの能力や適性に応じた個別最適な学びと協働的な学びを推進します。

・ICT 教育のさらなる進展、登校に困難を抱える児童生徒の増加など、多様な学びの充実が求めら

れる中、学校以外での自己学習の場や学力向上を補完できる課外学習環境の整備に努めます。

- ・遠距離児童生徒の通学手段であるスクールバスの安定的な運行体制の確立に努めます。
- ・児童生徒の教育に直接携わる教員は、子どもたちや保護者の信託に応え、責任ある教育活動を展開しなければならないことから、教育の専門家としての資質・能力の向上を図るための研修・研鑽の機会の確保に努めます。また、教職員の働き方を推進するため在校等時間の把握を継続し、校務支援システムの導入などの整備に努めます。
- ・教職員住宅の在り方を検証し、老朽化した教職員住宅の整備・解体など、教職員の福利厚生の実現を図ります。
- ・保護者の意見などを踏まえ、学校選択を認める特定地域選択制度を継続する小中学校配置計画を推進します。

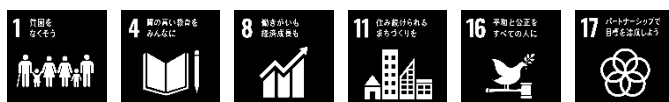
4 施策の成果指標

成果指標	説明	基準値	目標値(R8)
①「授業の内容がわかる」と回答した児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査	72.9% (R3)	80.0%
②「自分にはよいところがある」と回答した児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査	79.5% (R3)	80.0%
③「朝食を毎日食べている」と回答した児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査	87.7% (R3)	90.0%

5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	R5	R6	R7	R8
30人学級の実施や特別支援教育の充実	教育推進課		実施			
外国語活動・外国語科の推進及び教育環境の整備	教育推進課		実施			
学校図書館の充実や学校ICT環境などの整備	教育推進課		実施			
発達支援システムの推進や不登校支援システムの構築	教育推進課		実施			
安全・安心で美味しい学校給食提供のための設備更新及び体制の充実	教育推進課		実施			
学校施設の長寿命化、防災機能強化の推進	教育推進課		実施			

6 関連する SDGsの目標



2-1-2 社会教育の推進

主管課 生涯学習課

1 現状と課題

本町では、町民が充実した生涯を過ごすため、自ら進んで学習に取り組み、人と人とがふれあい、町全体が活力に満ちていくことを目指しています。そのためには、町民一人ひとりの学習意欲を喚起することが重要であり、「いつでも」「どこでも」「だれでも」が学ぶことができる学習環境を整え、学びのきっかけづくりに取り組んできました。

また、中央公民館や図書館などの社会教育施設は、町民の学習活動の拠点施設として、町民のニーズを把握し各種教室などの実施や施設・設備の充実を図っています。

しかしながら、近年は少子高齢化や就労する高齢者の増加、本格的なデジタル社会の進行など社会情勢がめまぐるしく変化しており、住民ニーズも多様化しています。また、多くの社会教育施設で老朽化が進んでおり、長寿命化を見据えた計画的な対応が必要となっています。

幼児期から青少年期にかけては、将来、充実した社会生活を送るために必要な確かな学力、健康な身体、人間関係づくりの基本となる思いやりの心の醸成など、多くの資質や能力を身につける大切な準備期間であります。そのため、コミュニティ・スクールにおける地域学校協働活動の実践・充実を図るとともに、青少年にとってより多くの体験活動の場の提供が必要となります。

また、中・高生が将来、社会で活躍できる人財として自分で考え行動する力を身につけられるよう、学生の立場から地域に積極的に入り地域課題に向き合う探究心を育む場の提供も必要となります。

充実した生活を送るためには、ワーク・ライフ・バランスが大切とされており、私生活においても一人ひとりが自発的に学ぶことに意欲をもって取り組み、学ぶ喜びを感じることで、生涯を豊かに過ごすことができます。そのため、講座・教室の開催や情報の提供だけでなく、主体的な学習活動を支援し、自ら学んだ喜びや達成感を得られるような支援が必要となります。

少子高齢化・人口減少が急速に進むなか、高齢者が生涯健康で生きがいをもって生活することが、地域社会の充実につながると考えられます。学習機会の提供である「めむろ柏樹学園」は開設から40年以上が経りましたが、対象となる高齢者が増加していくなか、入園者数は減少傾向にあります。就労する高齢者の増加や交通手段の確保などの多くの課題があり、それらに対応した学習活動への支援や健康づくりに向けた取組が必要となります。

2 施策の方針

学習機会や場の提供など学習環境の充実を図るとともに、自発的な取組への支援を図ります。

対象	町民
意図	「いつでも」「どこでも」「だれでも」が学ぶことができる学習環境を整備する
結果	町民一人ひとりが自ら進んで学習に取り組み、人と人とがふれあい、心豊かに充実した生涯を過ごせるまちづくり

3 施策の主な内容

(1) 青少年の基本的な生活習慣の定着と体験学習の場の充実

- ・一人ひとりが学ぶ喜びや達成感を得ることができるよう、また、豊かな心の育成を目指し、寺子屋めむろや野外体験活動などの充実を図り、子どもの主体的な学習や活動を支援します。
- ・国内外への派遣研修の充実や各種リーダー養成研修会など、青少年の資質向上に努めます。
- ・食育の推進のため地元の安全・安心な食材を使った体験学習や「早寝・早起き・朝ごはん」の推進により、規則正しい生活習慣の定着を図ります。
- ・乳幼児期や児童・生徒の読書習慣の導入に効果的なブックスタートや朝読書、団体貸出、移動文庫などを行い子どもの読書活動の推進を図ります。
- ・将来、社会で活躍できる人財育成を目指した事業の充実を図るため、芽室ジモト大学事業をはじめ、関係機関・団体とともに、地域と連携した取組を継続して積極的に実施します。

(2) 地域学校協働活動の推進

- ・コミュニティ・スクールの活動において、地域と学校が連携し子どもたちの学びや成長を支える地域学校協働活動の充実を図ります。
- ・町民それぞれがもつ知識や技術を地域社会に還元いただく機会として、地域学校協働活動への参画を推進し、地域の教育力の向上と地域コミュニティの活性化に繋がります。

(3) 学習支援体制の充実

町民が自発的に学習活動に取り組むきっかけづくりを支援するために、さまざまな施設での教室・講座やグループでの取組など、学習情報の提供に努めます。

(4) 高齢者の学習機会の充実による社会参加の促進

- ・高齢者の学習機会である「めむろ柏樹学園」は、カリキュラム内容の充実を図りながら継続します。
- ・高齢者がこれまで培った知識、技能を生かし、指導や伝達などを通じて子どもたちと交流を図るなど社会参加の機会を創る仕組みづくりを進めます。
- ・次代に「高齢者」となる現役・壮年層以上を対象に、学び直しや生きがいをサポートする「自分時間の過ごし方」の充実につながる学習活動などの仕組みづくりを進めます。

(5) 社会教育施設の機能の充実

- ・中央公民館や図書館などの社会教育施設は学習活動の拠点であることから、学習機会の提供や情報の発信などに努め、利用者ニーズに合致した施設の修繕・備品の更新などを計画的に進めます。
- ・特に図書館機能に求められる電子書籍については、年次計画に基づく計画的な導入を進めます。

(6) 社会教育関係団体の支援

PTAや青少年健全育成協議会など関係団体をはじめ、子ども会や家庭教育学級などの活動について、自主的な社会教育活動が行えるよう支援します。

(7) 社会教育推進中期計画の推進

町民一人ひとりが自ら進んで学習に取り組む、心豊かで輝き続ける地域づくりを目指し、「社会教育推進中期計画」に基づき、社会教育施策の計画的な推進を図ります。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	基準値	目標値(R8)
①児童生徒の社会教育事業への参加者数	生涯学習課調べ	419 人 (R3)	1,190 人
②生涯学習の機会が充実していると思う町民の割合	住民意識調査	76.0% (R3)	80.0%

5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	R5	R6	R7	R8
少年教育活動運営事業の充実	生涯学習課		実施			
子どもの読書活動の推進	生涯学習課 教育推進課		実施			
社会教育施設の機能充実	生涯学習課		実施			
コミュニティ・スクール 地域学校協働活動の実施	教育推進課 生涯学習課		実施			
高齢者の学習機会の充実と社会参加(ボランティア)の充実	生涯学習課		実施			

6 関連する SDGsの目標



2-2-1 地域文化の振興

主管課 生涯学習課

1 現状と課題

文化・芸術活動の推進は、人々の創造性や感性を育み心豊かに暮らすため、また、特に青少年の豊かな創造性や情操を育むうえで重要な取組です。

このため、町民の自主的活動の推進を図るとともに、優れた作品や活動に触れる「一流を見て、聴いて、学ぶ」機会の提供は非常に重要な役割を果たしています。

本町では、中央公民館などの社会教育施設や地域コミュニティ施設を利用して、文化協会加盟団体や各種サークル活動など、多くの町民が文化活動を実践しています。

また、町民の創作活動の発表の場でもある町民文化展の開催、町民と行政の協働による芸術鑑賞事業や親子芸術鑑賞会開催への支援を行い、町民が芸術に触れる機会を提供しています。

しかしながら、文化活動の中心を担っている文化協会や町民の手で生み出された「郷土芸能メモ口太鼓」保存会は会員数の減少、後継者の確保などが大きな課題となっており、それらに対する支援が必要となっています。

町民個々の文化活動に対するニーズが多様化していることから、個々の活動のサークル化への働きかけや文化・芸術サークルの把握、活動支援、町民に対する情報提供を行うことが重要と考えられます。

町民の共通の財産ともいえる文化財は、生活用具や農作業用品などをふるさと歴史館で保存管理しています。町内には当時をしのぶ生活用具などが数多くあると考えられますが、実態は把握しきれず、世代交代が進むなかで、それらの貴重な資料が処分されることが危惧されます。

しかしながら、郷土資料の保存展示を行い、特に青少年がふるさと芽室を学ぶ貴重な施設となっていることから、今後も先人たちのこれまでのあゆみや努力を後世に伝えていくためにも、資料の収集・保存、郷土学習の充実を図る必要があります。

2 施策の方針

地域における文化活動への参加を促進するとともに、文化財などの収集・活用を進めます。

対象	町民
意図	文化・芸術を身近に感じさせる地域づくり
結果	心豊かに暮らせるまち

3 施策の主な内容

(1)文化芸術鑑賞機会の提供

- ・町民の参画による文化芸術鑑賞会を開催するとともに幼児の情操教育のために親子芸術鑑賞会開催を支援します。
- ・町民の創作活動の発表の場である町民文化展の充実を図ります。また、町民文芸誌の発行を支援します。
- ・優れた作品や技術などに触れる活動を通して、より豊かな創造性や感性を育むことを目的とし、「一流を見て、聴いて、学ぶ」事業を引き続き実施します。

(2)文化活動団体、サークルなどの活動支援

- ・文化協会加盟団体やサークル活動の場として中央公民館など社会教育施設の使用を促進し、ニーズにあわせた施設整備を進めます。また、文化協会などの団体活動に対し支援を行います。
- ・公民館講座受講生や個人活動のサークル化を促進し、さまざまな文化活動の情報提供に努め、文化活動をはじめめるきっかけづくりや、文化活動に対するニーズの多様化に対応します。
- ・郷土芸能メモ口太鼓保存会の活動支援を行います。

(3)文化財の調査・保護の推進

- ・町の天然記念物である芽室公園の柏の木の保護を行います。
- ・町民などが保有している貴重な資料などについて所在調査を行います。

(4)ふるさと歴史館の活用促進

博物館としての機能(収集、保存、展示、調査、学習など)の充実を図ります。新たな資料の収集や展示のリニューアル、体験コーナーの活用などを進めます。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	基準値	目標値(R8)
①文化活動がしやすいと感じる町民の割合	住民意識調査	73.0% (R3)	78.0%
②文化活動への参加者数	生涯学習課調べ	1,172 人 (R3)	1,400人

5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	R5	R6	R7	R8
芸術鑑賞会等開催事業 「一流を見て、聴いて、学ぶ」	生涯学習課		実施			
文化団体・サークルなどへの支援	生涯学習課		実施			
ふるさと歴史館の展示改修・活用	生涯学習課		実施			
町指定天然記念物芽室公園の柏の木の保全	環境土木課		実施			

6 関連する SDGsの目標



2-2-2 スポーツしやすい環境づくり

主管課 生涯学習課

1 現状と課題

本町では、町民の健康増進と皆スポーツを目指し、各種スポーツ教室の開催、本町発祥のゲートボールの推進、体育会の運営と所属する団体やスポーツ少年団に対する支援体制を整備するなど、スポーツ振興と健康増進を図る取組を実施しながら町民相互の交流を深めてきました。

町内の社会体育施設は、公共施設等総合管理計画と社会体育施設再整備構想に基づき、適切な施設の更新や維持管理などを行う必要があります。喫緊の課題として老朽化の著しい町営水泳プールの建替事業を実施し、令和5年度から新プールの供用を開始します。

町営水泳プールの建替事業実施後の社会体育施設整備については、旧プールの跡地や総合体育館を含めた芽室公園内施設の整備に加えて、町全体の施設について計画的に整備を進める必要があります。

スポーツ推進委員には、各種スポーツ事業への参画による指導や助言のほか、今後のスポーツ振興への提言や町と関係機関・団体が密接な連携を図るうえで調整などの役割を担うなど、新たな業務への活動が期待されます。

発祥の地であるゲートボールは、昭和22年に本町で考案されて以降、高齢者を中心に親しまれてきたスポーツであり、これまで全国各地から多くのゲートボール愛好者を迎えて全国大会を開催するなど、競技の普及振興に努めてきましたが、競技人口は急激に減少しており、競技としての存続自体が危惧される状況です。

このことから、ゲートボールの再生に向けたさまざまな取組を、町主導のもと関係機関・団体との連携により加速させる必要があります。

また、スポーツ活動における指導者の高齢化やなり手不足に対する支援、多様化するスポーツ機会に対するニーズへの対応策を検討し、安定的な指導者の確保と継続して取り組むことが可能な組織体制の強化が求められます。

今後も個々の町民が生涯にわたり、積み重ねる年齢とともに、いきいきと暮らせるまちづくりの実現を目指し、スポーツの振興を図る必要があります。

2 施策の方針

町民がいつでも気軽に自由にスポーツできる環境づくりを進めます。

対象	町民
意図	いつでも気軽に自由にスポーツできるようにする
結果	健康で明るいまちづくりを実現する

3 施策の主な内容

(1) 多様なニーズに応じたスポーツ活動と運動機会の提供

社会体育施設利用者の年代や目的など多様なニーズに対応するための方策を検討し、各種スポーツ教室やスポーツプログラムを整備するとともに、健康増進のために気軽に参加できる運動機会を提供します。

(2) 体育会・関係団体の連携と支援

- ・自主的な各種スポーツ競技団体の活動に対し、体育会や少年団本部と連携し、団体を通じて町民が円滑にスポーツに取り組むことができる体制を整備します。
- ・プロスポーツなどでの活動経験を持つ選手や指導者などの協力を得て、子どもたちがスポーツの楽しさや魅力を体験できること、また、夢や希望を持ち、生き方を学び将来を担う人材を育てるよう、「一流を見て、聴いて、学ぶ」機会を確保します。
- ・スポーツ活動における指導者不足に対する支援策として、指導者派遣の活用や新たな活動主体の構築などを検討し、安定的な指導者の確保と継続して取り組むことが可能な組織体制の強化を進

めます。

(3) 発祥の地ゲートボールの普及振興

- ・ゲートボールの再生に向けて、日本ゲートボール連合が取り組む「ゲートボール再生プロジェクト」と本町の普及活動「挑戦の流儀」に基づき、ゲートボールの灯を絶やさず再燃させることを目指します。
- ・ゲートボール発祥の地として、ゲートボールが町民にとって身近で手軽に取り組むことのできる競技であると感じられる環境づくりに努めます。
- ・町内の小中、高校生を対象とした体験教室の実施、道外の高校ゲートボール部を対象とした合宿誘致、各種大会出場にあたっての助成制度の整備など、青少年層への競技普及に対する支援を行います。

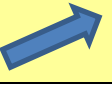
(4) 社会体育施設の機能の充実

- ・町全体の社会体育施設について、指定管理者との連携により適切な維持管理や施設運営におけるサービス向上に努めるとともに、社会体育施設再整備構想に基づく計画的な整備を進めます。
- ・各種スポーツ教室や団体、個人などの施設利用者が安全に楽しくスポーツができるよう、利用者ニーズに合致した施設の修繕・備品の更新などを計画的に進めます。
- ・新たな町営水泳プールの供用開始に伴い、接続する施設や総合体育館を含めた複合機能一帯のサービス向上を図り、町民の健康増進とスポーツ振興に努めます。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	基準値	目標値(R8)
①スポーツしやすい環境であると思う町民の割合	住民意識調査	83.5% (R3)	95.0%
②芽室町内の体育施設利用者数	利用実績	124,734 人／年 (R3)	180,000 人／年
③高校生以下の初心者がゲートボールを体験できる機会	生涯学習課調べ (教室・講座数)	21回／年 (R3)	64回／年

5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	R5	R6	R7	R8
年代、目的に応じたスポーツ教室などの開催 「一流を見て、聴いて、学ぶ」	生涯学習課		実施			
ゲートボールの普及拡大 ゲートボールの再生に向けた計画「挑戦の流儀」の実施	生涯学習課		実施			
社会体育施設の計画的な整備・更新	生涯学習課		実施			

6 関連する SDGsの目標



3-1-1 生涯を通じた健康づくり

主管課 健康福祉課

1 現状と課題

国では、平成24年7月に「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」として、平成25年度から令和5年度(計画期間を1年延長)まで「21世紀における第2次国民健康づくり運動(健康日本21(第2次))」を推進しています。平成25年6月には、閣議決定された「日本再興戦略」において、レセプトなどを活用した保健事業を推進することとされており、国が示した保健事業の実施等による指針に基づき、PDCAに添った効率的かつ効果的な保健事業の実施を図るための実施計画(データヘルス計画)を策定したうえで、保健事業の実施・評価・改善などを行うこととしています。

本町では、保健事業などに関する計画として「芽室町総合保健医療福祉計画」を上位計画とした「芽室町健康づくり計画」をはじめ、「芽室町データヘルス計画(保健事業実施計画)」や「芽室町食育推進計画」を策定し、さまざまな事業などに取り組んでいるところです。また、これらの計画は、現状に即した取組が行えるよう、国や北海道の動向や新たな課題に対応した見直し・改正などを行っています。

また、令和2年4月に「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」が施行され、後期高齢者医療広域連合と市町村が協力して、後期高齢者の健康維持・フレイル予防を包括的に支援していく新たな体制整備が進められ、令和3年度から高齢者の保健・介護一体的実施推進事業を実施しています。

令和2年度における本町の介護保険第1号被保険者の有病状況では、生活習慣病に起因する糖尿病及び脂質異常症が3割、高血圧が5割を占めています。また、データヘルス計画の中間評価における健診データでは、肥満や血糖、HbA1cの有所見者の割合が高い状態が続いています。本町における状況からも、健康寿命を延伸し、平均寿命との差の縮小に向け、生活習慣病の発症予防・重症化予防を図るとともに、社会生活を営むために必要な機能の維持・向上、精神的・時間的にゆとりのある生活の確保が困難な人や、健康づくりに無関心な人も含めて健康を支え守るための環境整備が求められます。

これからの長寿社会を地域とのつながりをもって健やかで心豊かに生活できるよう、生活習慣病の発症予防や重症化予防を目指した事業を展開することが重要となります。そのため、若い年代から生活習慣病予防への意識づけ、ライフステージに応じた健康づくりやこころの健康づくりを行っていく必要があります。

2 施策の方針

運動や食生活の改善などの推進により、健康的な生活習慣や食習慣を促すとともに、健診・保健指導などにより、自らが行動し生活習慣病を予防する健康づくりを進めます。

対象	町民
意図	健康的な生活習慣及び食習慣を身につけてもらう 生活習慣病の有病者・予備群を減少させる
結果	心身ともに健康で生き生きと健やかに暮らせる

3 施策の主な内容

(1)健康づくりに向けた体制整備

- ・妊婦や乳幼児をはじめ青壮年期、高齢期の方々に対する健康診査や健康相談・予防接種などの事業の充実を図るとともに、健診を受診する動機づけや健康づくりに関する啓発活動を行います。
- ・相談支援体制や保健・医療・福祉などの関係機関との連携体制を充実します。
- ・町民自らが健康づくりに取り組めるよう、出前健康講座の周知、生活習慣改善教室や健康ポイント制度の充実を図り、環境づくりを行います。

(2)学校・家庭・地域などの連携

- ・将来を担う次世代の健康を支えるため、生活習慣病予防の取組を行い、子どもの頃から健康に対する意識を高めるとともに、学校・家庭・地域などの連携を密にした健康づくりを推進します。

・健康づくりを目的とした住民組織活動などの支援を行います。

(3)生活習慣病の発症予防と重症化予防

- ・生活習慣病を予防するために、健康づくりの普及・啓発を行い、健診の受診勧奨、健診受診による疾病の早期発見・早期治療を推進し、合併症の発症や重症化の予防対策を進めます。
- ・健全な成長を促すため、乳幼児期、思春期、青壮年期、高齢期のライフステージに応じた健康や栄養などの情報の提供、相談助言などを充実するとともに、保健と医療の連携強化を図ります。

(4)社会生活を営むために必要な機能の維持・向上

- ・若い世代から食習慣、運動、歯やこころの健康などについて、より良い生活習慣を身につけ、また、高齢になっても可能な限り社会生活を営むための機能を維持できるよう支援を行います。
- ・働く世代のストレス対策をはじめとするこころの健康づくりは、地域社会全体での取組が必要であり、広報などを活用した情報発信、講演会の開催や健康相談、地域や団体・職場などでの健康講座を継続するとともに、関係機関との連携を強化し相談支援を行います。

(5)食育の推進

食に関する健康情報が氾濫するなか、若い世代をはじめあらゆる年代においても、正しい情報の選択ができ、また正しい食習慣が身につけられるよう、広報などを活用した情報発信や講演会の開催、健康講座などを行い、正しい知識の普及啓発を行います。

(6)特定健診受診率向上の取組

国民健康保険加入者及び後期高齢者医療保険加入者を対象にした特定健診の受診勧奨・PRに取り組みほか、健診自己負担金の軽減・定額化、健診委託医療機関の拡充を図り、特定健診受診率向上の取組を強化します。

(7)後期高齢者の健康維持・フレイル予防の取組

健診・医療・介護情報を一体的に分析し、地域の健康課題の分析を行うとともに、支援が必要な対象者を明確にし、個別的支援及び通いの場などへの支援を行います。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	基準値	目標値(R8)
①日頃から健康的な生活習慣を身につけている方だと思う町民の割合	住民意識調査	65.2% (R3)	70.0%
②特定健診受診率	健診等成果	34.0% (R2)	60.0%

5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	R5	R6	R7	R8
特定健康診査・特定保健指導	健康福祉課		実施			
各種がん検診事業	健康福祉課		実施			
成人健康教育相談事業 児童生徒健康教育	健康福祉課 子育て支援課		実施			
成人食生活改善事業	健康福祉課		実施			
保健・介護一体的事業推進事業	健康福祉課 高齢者支援課		実施			

6 関連する SDGsの目標



3-2-1 安心して生み育てることができる子育て支援

主管課 子育て支援課

1 現状と課題

少子化・核家族化の進行、地域とのつながりの希薄化など、子育て世帯が孤立しやすい社会状況は依然として続いています。現代の子育てには「時間」「経験」「知識」が不足しがちであり、適切なサポートが得られないことで、親の不安感や負担感の増加や子どもに対する不適切な関わりなどの課題が表面化しやすくなります。また、家庭環境やライフスタイル、価値観の多様化により、それぞれが抱える課題も一様ではなく、個々の事情に応じた家庭全体を支える体制づくりが課題となっています。晩婚化や晩産化の傾向も依然として続いており、出産を望む人々が希望する時期に出産できる環境づくりも大きな課題です。

平成24年の児童福祉法改正以降、国は発達に支援を要する子どもが身近な地域で支援を受けられる体制づくりを推進してきました。さらに、医療的ケア児などの特別な支援を要する子どもたちをサポートする支援体制づくりを推進しています。本町では「発達支援システム」を構築し、関係機関のネットワークづくり、職員の専門性向上、施設設備の充実を図ってきました。令和2年にはシステムの中心的な担い手である「地域コーディネーター」の複数配置を実現し、福祉と教育の連携を強化しました。早期から相談できる体制や、幼児期から学齢期までの情報が継続し、成長にあわせた支援が安定して提供される体制が整備されていることは、子どもたちのその後の社会適応に大きな影響があると考えられており、将来の社会参加を見据えた継続性・一貫性のある支援体制のさらなる充実を図ることが求められています。

家庭での養育における社会的な問題として虐待があります。児童虐待対応件数は全国的に増加傾向にあり、虐待の未然防止、養育上の課題の早期発見・早期対応の強化が求められています。子どもたちが現在直面している課題が、将来の妨げとならないよう、課題を早期に発見し対応するための仕組みづくりが必要であり、要保護児童及び要支援児童などへの支援強化のため、令和2年度に子ども家庭総合支援拠点を設置しました。本町は「芽室町子どもの権利に関する条例」に基づき、全ての子どもたちの「生きる」「育つ」「守られる」「参加する」権利を保障しており、子どもたちが健やかに育つ環境づくりや、子育て支援体制の整備に取り組むとともに、さまざまな事情や背景のひとり親家庭に対応した相談・援助体制の充実を図る必要があります。

2 施策の方針

妊娠・出産、子育てに関する悩み・不安の解消と地域社会の理解を深めることにより、まち全体による子育て支援体制の充実を図ります。

対象	町民
意図	妊娠、出産及び子育てに対する不安や悩みを解消する 子育てに対する地域社会の理解を深める
結果	子育ての支援体制が充実し、安心して生み育てることができる

3 施策の主な内容

(1) 妊娠から出産、子育ての不安を解消する体制の整備

- ・妊娠・母子健康手帳交付時から、妊娠中の生活・経済的な悩み・子育て支援の各種サービス・食生活に関する助言など個々に応じたきめ細かな相談を、子育て世代包括支援センターにおいて実施するとともに、個々のケースに合わせた支援プランを作成し、必要なサービスの選定や利用を支援します。
- ・特定妊婦、要保護・要支援ケースを把握した場合は、速やかに関係機関との連絡調整を行い、子ども家庭総合支援拠点において、切れ目のない支援を行います。

- ・出産後の母子の健康保持や悩みへの早期対応を図るために、現在実施しているアウトリーチ型デイサービス型の産後ケアを継続し、産婦支援の充実を図ります。

- ・不妊治療などへの支援体制を継続し、子どもを産みたいときに産める環境づくりを推進します。

(2) 楽しく子育てできる支援体制の推進

- ・子育てに関する相談対応や情報提供、保護者同士の交流などのサポートを行う地域子育て支援拠点の充実を図ります。

- ・現在、子育て支援センターが実施している開放事業に加え、より身近な場所でつながるための「出張ひろば」事業を継続するとともに、育児負担の軽減を目的として実施している「ファミリー・サポート・センター事業」は今後も継続し、地域で気軽に子どもを預かってもらえる環境を保障します。

- ・子育て支援団体などとの情報交換を行い、町民との協働による「子育てしやすいまちづくり」を進めます。

(3) 子どもの健やかな発達を促す体制の推進

- ・発達に支援を要する子どもに一貫性と継続性のあるサポートを保障する「発達支援システム」を継続し、子どもに最善の利益を保障する支援体制づくりに必要な専門職を配置し、システムづくりを進めます。

- ・対人関係や行動上に支援ニーズを抱える子どもや医療的ケアを必要とする子ども、読み書きに困難を抱える子どもや学校などへの適応に課題を抱える子どもなど、一人ひとりのニーズに応える支援体制を推進します。

- ・発達支援システムによる一貫性・継続性のあるサポートを充実させるため、「地域コーディネーターの複数配置」を継続します。また、子育てや発達の相談及び発達のアセスメントを行う専門職として発達心理相談員の配置を継続します。

(4) 子どもの権利擁護の推進

虐待、育児放棄などの要保護児童、または要支援児童に関する**実態把握に努めるとともに**、その権利の侵害が認められた際には、速やかに初期対応や情報収集を行い、ケース検討会議の開催や関係機関との連絡調整、その後の経過確認を行います。

また、平成28年度に設置された権利侵害に対する救済機関である「子どもの権利委員会」において、助言・調査・調整により子どもの権利の早期回復を図るとともに、児童生徒などへの啓発をはじめ、子どもの権利に関する条例の周知に努めます。

(5) 社会全体で子育てを支える基盤づくり

妊娠・出産を迎える人々や子育て世帯を社会全体で応援する機運を高めるために、地域や各種団体、企業への啓発活動を行います。また、ひとり親家庭などに対する保育サービスなどの支援や、近親者による支援が受けられない妊産婦に対する支援を充実させ、安心して子育てできる環境を整備します。

(6) 子育て世帯の経済負担の軽減・子どもの貧困対策

- ・疾病の早期発見・治療を進めるとともに、子育て世帯の経済的な負担軽減などを図るため、**こども医療費給付事業**及びひとり親家庭等医療費給付事業においては、**財源確保を前提に**、町独自の助成拡大を**さらに**進めます。

- ・平成29年度から開始した子どもの居場所づくり推進事業(風の子めむろ)を継続し、貧困を含むさまざまな課題を抱える子どもの早期発見・早期対応を図ります。

- ・不妊治療については、継続した治療を行う場合は多くの費用がかかるため、経済的な負担を軽減し、不妊治療に取り組めるよう助成を行います。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	基準値	目標値(R8)
①育児が楽しいと感じる親の割合	乳幼児健診 アンケート	90.0% (R3)	90.0%以上
②安心して子育てができる環境であると思 う市民の割合	住民意識調査	88.6% (R3)	90.0%
③育児・家事に協力してくれる方がいる割合	乳幼児健診 アンケート	93.5% (R3)	90.0%以上

5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	R5	R6	R7	R8
妊婦等相談・支援事業 乳幼児健診・相談事業	子育て支援課		実施			
子育て支援センター運営事業	子育て支援課		実施			
子育て世代包括支援センター運 営事業	子育て支援課		実施			
発達支援システム推進事業	子育て支援課		実施			

6 関連する SDGsの目標



3-2-2 子育て環境の充実

主管課 子育て支援課

1 現状と課題

少子化傾向は依然として続く見通しですが、一方、男女の意識の変化や国の労働・雇用政策などの社会情勢から共働き世帯はさらに増える傾向にあり、引き続き保育需要は増大する見込みです。また、保護者の子育てに対する考え方や就労環境の多様化などから、保育施設や保育施策に対する要望や期待は年々広範多岐にわたってきています。

本町の保育施設は、私立の認可保育所や、認定こども園（芽室幼稚園保育部分）、小規模保育事業所のほか、町が2か所の保育所を運営し、多様な保育ニーズに応じた選択肢の提供を行っていますが、近年、低年齢児の保育希望が増えることに伴い、保育士の確保が課題となっています。

また、放課後児童対策としての子どもの居場所づくりについては、町内に子どもセンターや、児童館を開設するなど、子どもが放課後などの時間を安全・安心に楽しく学ぶため、居場所を整備してきたところですが、今後も利用者ニーズを確認しながら、民間活力の活用も視野に含め、効率的で安定した運営体制を構築する必要があります。

教育基本法にも規定されている幼児期の教育は、心身の成長、発達過程において重要な役割を担っています。保育ニーズの多様化に応じた保育所との連携はもとより、小学校との連携、協力の強化を図ることが必要です。本町における幼児教育施設は、私立の認定こども園と幼稚園があり、近年、発達に支援を要する子どもに早い段階で対応することの重要性が増していることから、私立幼稚園では個に応じた教育を図るため教員の増員が必要とされています。町は、保育施設と同様に幼児教育施設が支援を要する子どものために加配する教諭について、国や北海道の支援を受けられない部分に対し、係る費用の支援を継続する必要があります。

2 施策の方針

子どもの健やかな心身の成長を促すとともに、教育・保育相互の子ども情報の連携、保護者への教育情報の円滑な提供を促進します。

対象	子ども、保護者
意図	子どもの健やかな心身の成長 教育・保育相互の連携が進み、保護者への教育情報の提供がスムーズになされる
結果	保護者が安心して子どもを預けることができる

3 施策の主な内容

(1) 町内保育事業の充実

- ・保育所の運営においては、めむろかしわ保育園・めむろてつなん保育所や、家庭保育園トムテのいえ・りとり・ちっぷす芽室は民間法人が、ひだまり保育所・上美生保育所は町がそれぞれ運営しています。さらに、認定こども園芽室幼稚園においても保育を必要とする子どもを受け入れています。いずれの施設についても、芽室の子どもたちの保育に責任を果たすのは町であることに変わりはなく、今後も引き続き運営事業者と町が十分な連携を保ちながら、一時預かり事業など、保護者ニーズを十分に確認・検証し、保育の一層の充実を図ります。
- ・令和3年度の保育室等への空調設備設置支援を始め、保育環境の充実に取り組みます。
- ・保育所の待機児童数ゼロを継続し、安心して子どもを預けられる体制を維持します。
- ・病児保育・病後児保育の町内実施により、子育てと仕事の両立支援しやすい環境を推進します。

(2) 保育士の確保

全国的な保育士不足は十勝管内においても例外ではなく、将来に渡る安定的な保育の提供のため、保育を実施する責任がある町として、町立保育所においては保育士の正職員化を進め、民間法人に対しては、国と連携した保育士の処遇改善策を行うとともに、町独自の支援策も検討します。

(3) 子どもセンターなどの安定的な運営

18 歳未満のすべての子どもを対象とする児童館では、遊びと生活の援助の場を設け、子どもを心身ともに健やかに育成する運営を行います。また、児童クラブの機能を併せ持った子どもセンターとして、芽室西小学校区に平成24年度から「めむろ西子どもセンター」を、芽室小学校区については、平成28年度から「めむろ子どもセンター」を供用しており、今後もニーズを確認しながら、子どもセンターの中・高校生の利用を促進する方策を引き続き検討するとともに、安定的な人材確保による機能的・弾力的な子どもセンターの運営及び質的向上を図るため、民間委託についても検討します。また、児童館、児童クラブの機能や利用者ニーズを把握するため、運営時間などについてのアンケート調査なども実施します。

(4) 保育施設利用者の負担軽減

令和元年度より幼児教育・保育無償化が開始され、幼稚園・保育所などに通う3歳から5歳児の利用者負担額が無償化されたほか、町独自で副食費の助成を継続し、子育て世帯の経済負担軽減を図ります。

(5) 幼稚園・保育所に対する教育情報の提供及び加配職員の配置支援

幼児教育を取り巻く環境の変化に対応し、個に応じた教育の専門性を高めるため、研修機会の充実を図ります。

また、個別に支援が必要と判断した子どものための加配職員配置が速やかに行われるよう、配置に係る経費の支援を継続します。

(6) 小学校との連携推進

幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携の強化を継続し、保護者への小学校教育情報の提供、小学校教育への指導の円滑な移行など、教育への接続性を推進します。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	基準値	目標値(R8)
①保育所の保育サービスに満足している保護者の割合	保護者アンケート	94.8% (R3)	95.0%
②保育所待機児童数	実績数	0人／年 (R3)	0人／年
③安心して子育てができる環境であると思う町民の割合	住民意識調査	88.6% (R3)	90.0%

5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	R5	R6	R7	R8
待機児童を出さない保育体制の維持	子育て支援課		実施			
安定した保育の提供	子育て支援課		実施			
放課後児童対策の充実	子育て支援課		実施			
加配職員配置支援の継続	子育て支援課		実施			

6 関連する SDGsの目標



3-3-2 高齢者福祉の充実

主管課 高齢者支援課

1 現状と課題

我が国の高齢化は世界に類を見ないスピードで進み、芽室町においても令和3年12月末時点、高齢化率は30.2%で、全道の中では179市町村のうち162位(令和3年1月現在住民基本台帳人口)に位置していますが、全国との比較では同程度の高齢化率となっています。

芽室町の人口は、平成20年をピークに減少し、昭和22年から24年に生まれたいわゆる団塊の世代の方が全員75歳以上となる令和7年には高齢者人口は増加し、芽室町民の3人に1人が65歳以上の高齢者となる見込みであり、一方で、社会の支え手とされてきた生産年齢人口(15～64歳)は減少し、少子高齢化・人口減少社会に直面しています。

また、健康で活動的、心身ともに自立した暮らしを送る高齢者がいる一方、ひとり暮らし、夫婦のみの高齢者世帯、認知症の方の増加が見込まれており、暮らしに対するニーズは拡大・多様化していくものと考えられます。

令和2年度に策定した「第8期芽室町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、高齢者が慣れ親しんだ地域で暮らすために、お互いに支え合う地域共生社会の実現を基本理念とし、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、高齢者が住み慣れた芽室町で長く暮らしていただくため、生活に関わる幅広い取組について、具体的な目標をもって推進する必要があります。

計画では、「社会とのつながりが可能な心身の健康維持」「何らかの支援が必要になっても、今の住まいで暮らせる」「重度化防止、自立支援に向けた介護基盤整備」を基本目標とし、社会参加(介護予防)への取組、心身の健康維持、介護が必要になっても住み続けられる環境づくりを推進するなかで、住み慣れた地域で生活できるような介護基盤の整備を実施します。

2 施策の方針

高齢者の健康づくりや社会参加を推進し、住み慣れた地域で自分らしく安心して生活できるよう適切なサービスを提供します。

対象	高齢者(65 歳以上)
意図	社会参加(介護予防)と心身の健康の維持を推進する 介護が必要になっても住み続けられる環境づくりを推進する 重度化防止、自立支援に向けた介護基盤の整備を推進する
結果	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる

3 施策の主な内容

(1)社会とのつながりが可能な心身の健康維持

- ・健康を維持するためには、社会参加(介護予防)と心身の健康維持(病気の管理など)を一体的に進める必要があることから、この2つの視点をもって事業を実施します。
- ・社会参加の場となる住民主体の通いの場や介護予防事業などを充実し、高齢者へ社会参加の場を提供します。
- ・住民主体の通いの場をやめた方には、介護予防事業や別の通いの場を紹介し、社会参加を途切れさせないよう働きかけます。
- ・身体的フレイルの原因である関節疾患などの予防や認知症の発症を遅らせるため、住民主体の通いの場や家庭訪問などで対象となる方を早期発見し、要介護状態になる前に支援を開始します。
- ・健診や受診歴がない健康状態不明高齢者を把握し、受診や社会参加を促します。

(2)何らかの支援が必要になっても、今の住まいで暮らせる

- ・認知症など何らかの理由で介護が必要になっても、今の住まいで暮らしたいという住民のニーズがある一方で、就労人口の減少で高齢者の生活に必要な細かな支援を行政や介護保険サービス事業者などが提供するのとは難しくなることから、高齢者福祉施策の継続だけでなく住民による支え

合いを進め、地域共生社会の実現を目指します。

- ・多くの町民の共通の願いである、できる限り住み慣れた地域で暮らしたいことを実現するため、地域包括ケアシステムを推進します。

(3) 重度化防止、自立支援に向けた介護基盤整備

- ・町民ニーズを踏まえ、住み慣れた地域で生活できるような介護基盤の整備を実施します。
- ・行政の介護基盤整備だけではなく、介護人財やそれに関係する協力者を増やし、介護保険に関する様々なサービスを充実させ、利用者にとって真に必要なサービスを提供できる体制を目指します。
- ・高齢者施設利用者の安心・安定した環境整備を図ります。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	基準値	目標値(R8)
①高齢者にとって暮らしやすいまちだと思う高齢者の割合	住民意識調査	66.6% (R3)	72.0%
②やりがいのある趣味や運動、仕事に取り組んでいる高齢者の割合	住民意識調査	68.9% (R3)	75.0%
③芽室町の福祉サービスに満足している高齢者の割合	住民意識調査	71.4% (R3)	77.2%

5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	R 5	R 6	R 7	R 8
社会とのつながりが可能な心身の健康維持 (高齢者体力増進教室開催事業・各種健診・健康教育・相談)	健康福祉課・ 高齢者支援課		実施			
何らかの支援が必要になっても、今の住まいで暮らせる (生活支援体制整備事業・成年後見推進事業・地域包括支援センター運営事業)	高齢者支援課・ 健康福祉課		実施			
重度化防止、自立支援に向けた介護基盤整備 (支え合いの町づくり人財育成事業)	高齢者支援課・ 健康福祉課		実施			

6 関連する SDGsの目標



4-2-2 快適な住環境の整備

主管課 都市経営課

1 現状と課題

本町には令和4年3月現在、54カ所 72ha の公園と緑地があり、特に芽室公園は町民の憩いの場としてさまざまな用途に広く活用されています。

芽室公園内の花菖蒲園は、平成28年の台風10号によって多大な被害を受け、617種類の花菖蒲が376種類となりましたが、災害復旧工事を行い令和4年3月現在441種類まで復旧しました。

今後も、芽室遺産の一つである花菖蒲園を持つ芽室公園、広い芝生を持つ芽室南公園及び芽室東公園、防災公園としての機能を有するあいあい公園などの維持管理を行い、地域の街区公園については、芽室町公共サービスパートナー制度などを活用し、町民が自主的な活動のもと、地域コミュニティの推進の場として公園の適切な維持管理に努めることが重要となっています。また、老朽化した公園施設の再整備をするために公園施設長寿命化計画を策定しており、地域住民や公園利用者などの意見を参考にしながら、計画に基づいた施設の維持管理と更新を行う必要があります。さらに、「芽室町地域防災計画」において指定緊急避難場所として指定されている公園については、緊急時に適切な利用ができるよう日常の点検などを行い、防災機能の向上に努める必要があります。

住宅施策では、令和元年度に見直し策定した「芽室町住宅マスタープラン」に基づき、少子高齢化対策や定住を促進する住環境づくり、また、住宅の安全性と快適性を確保するため、公共及び民間を含めた住宅施策を総合的に進めています。今後さらに住環境の改善を進めるため、民間の空き家などの適正管理と支援方策に取り組む必要があります。

公共サインは、「芽室町公共サイン整備計画」に基づき、本町らしい統一性のあるデザインにより公共サイン整備を進め、住みやすい環境を整備する必要があります。

公共賃貸住宅は、令和元年度に見直し策定した「芽室町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な整備と長寿命化に向けた修繕を進めています。今後も人口減少や高齢化の推移、家族形態の変化などを把握し、高齢者や障がいのある人が快適に住むことができる住宅整備を進める必要があります。

斎場や霊園においては、昭和51年に建設の芽室町斎場が施設設備の狭隘・老朽化が進んでいます。本格的な高齢社会の到来に伴い、火葬需要の増加が予測されるなか、近い将来、現在の斎場設備では対応が困難になることが予想されることから、整備に向けて進めていく必要があります。また、墓の承継や将来の無縁化なども予想され、墓に変わり共同で使用する合同墓の設置を望む声も多くあり、設置について検討が必要です。

公衆浴場は、地域住民の日常生活において、保健衛生上必要なものとして利用される施設であることから、安定的な確保に努める必要があります。

インターネット高速通信では、令和4年度には町内全域で光回線のインターネット高速通信が可能となりましたが、今後も時代に合った通信環境整備に注視する必要があります。

2 施策の方針

快適で安全・安心な公園などの住環境の整備と適正な公共賃貸住宅の供給を進めます。

対象	町内の住環境
意図	快適で安全・安心な住環境を町民に提供する
結果	町の人口減少の抑制と、居住者の快適な暮らしの実現

3 施策の主な内容

(1)公園施設などの維持管理の推進

町民の方々が、憩いの場やコミュニティの活動の場として安全・安心に利用していただけるように、全道的にも有数の規模の花菖蒲園を有する芽室公園などの維持管理を行います。また、芽室公園は国道沿い、大きな芝生広場など、人の集まる立地条件を活かし、老朽化した公園施設の更新と合わせ、魅力ある公園とする「(仮称)芽室公園再整備構想」を策定し、まちなかへの誘導などを図り

ます。なお、街区公園など地域に密着した公園は、地域の方々が、自分たちの公園と感じていただけるよう芽室町公共サービスパートナー制度などを活用し、管理を推進します。

(2)公園施設の長寿命化計画の推進

公園施設などの老朽化に伴い再整備を進めるため、公園施設長寿命化計画に基づき、施設の計画的な維持管理と経年劣化した遊具などの更新を行います。また、認知度が低い健康遊具については、設置場所や使用方法について広報誌などで周知します。

(3)高齢者や障がい者などが安心して暮らせる住環境の形成

高齢者や障がい者などが住みやすい住宅の普及に向けて、公共や民間、関係機関と連携して相談・指導体制の充実を図るとともに、住宅セーフティネットの構築に取り組み、安心して地域で暮らせる住環境の形成を目指します。

(4)居住環境の改善に向けた空き家の対策

空き家などの発生抑制、適切な管理及び利活用に関する対策を総合的かつ計画的に進めるため、「空き家等対策計画」を策定し、安全で安心して暮らせる居住環境を目指します。また、地元不動産業者と連携し、土地・住宅購入希望者へ空き家・空き地の情報提供を継続して進めます。

(5)公共サインの整備

「芽室町公共サイン整備計画」に基づき、本町らしい統一性のあるデザインによる公共サインなどの整備を進めます。

(6)公営住宅の整備と適正な維持管理の推進

公営住宅は、「芽室町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な整備と長寿命化に向けた修繕を行い、適正な維持管理を進めます。また、整備などの進捗状況などに応じ、計画の適宜見直しを行います。

(7)定住促進のための住環境づくり

「芽室町住宅マスタープラン」に基づき、持ち家の取得支援や住宅リフォーム奨励事業を活用し、定住促進と良好な住環境の形成を進めます。

(8)芽室町斎場・芽室霊園の整備

老朽化が著しい現在の斎場については、「芽室町斎場整備基本計画」に基づき、整備に向けた取組を進めます。また、住民の意見などを聴きながら合同納骨塚(合葬墓)の整備を検討します。

(9)公衆浴場の安定的確保

住民生活や健康増進などに必要な公衆浴場の安定的確保に向けて努めるとともに、公衆浴場を運営する事業者に継続して支援を行います。

(10)高速通信網の拡充

令和4年度には農村地区を含め町内全域に光回線のインターネット高速通信が整備されました。今後は、町民生活の向上や産業発展にも寄与する5Gといった次世代通信技術への対応について注視しながら、環境づくりに努めます。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	基準値	目標値(R8)
①芽室町の公園に満足している町民の割合	住民意識調査	83.7% (R3)	90.0%
②居住環境に満足している町民の割合	住民意識調査	81.5% (R3)	90.0%
③公共用地売却地への住宅建設の割合	都市経営課調べ	15.0% (R3)	95.0%
④公共サインの整備状況	都市経営課	77 か所 (R3)	83 か所

5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	R5	R6	R7	R8
公園施設等長寿命化計画の推進	環境土木課		実施			
公共サイン整備計画の推進	都市経営課		実施			
芽室町公営住宅等長寿命化計画の推進	都市経営課		実施			

6 関連する SDGsの目標



4-3-1 環境保全と再生エネルギーの推進

主管課 環境土木課

1 現状と課題

本町には、日高山脈の山並みを背景に水辺の自然を残した河川、碁盤の目に区画割された農地とそれを取り巻く耕地防風林などが残され、美しい自然・農村景観に恵まれています。

本町では、「芽室町緑の基本計画」に基づき、緑地保全や緑化推進などに取り組むとともに、「クリーンめむろ環境基本計画」による美しい景観づくりに向けた活動を推進してきました。

環境問題は、地球温暖化や大気汚染、水質汚濁など地球環境問題にまで広がり、私たちが地球規模で解決していかなければならない問題となっています。

本町においても、地球環境への負荷を低減し、本町の自然や風土を次世代に守り伝えていくために、平成20年度に「芽室町地域新エネルギービジョン」、平成21年度に「芽室町地域新エネルギー重点ビジョン」を策定し、本町の特性に合った再生可能エネルギーや省エネルギーの導入など、クリーンエネルギーを推進しているところですが、国が目指す2050年カーボンニュートラルに向けて、今後も地域特性を活かしたさらなるエネルギーの地産地消を図る必要があります。

2 施策の方針

本町の豊かで美しい自然環境の保全と循環型社会に向けたエネルギーの有効活用を進めます。

対象	町民・町内の自然環境
意図	環境への負荷を低減し、自然環境を保全する
結果	町民が住みやすい快適な生活環境を保全する

3 施策の主な内容

(1)生活環境の保全

- ・環境の監視・測定を行うとともに、良好な生活環境を維持するため、指導・対策に努めます。
- ・快適な生活環境を維持するため、「クリーンめむろ環境基本計画」を推進し、町民、事業者、行政などが連携し、環境美化活動などを推進します。

(2)自然景観の保全と活用

雄大な日高山脈を背景にした身近な森林の保全、広大な畑と耕地防風林からなる農村景観の保全を促進するとともに、十勝川・美生川・芽室川・ピウカ川などの水と緑と美しい河川景観の保全に努めます。また、日高山脈襟裳国定公園の国立公園化の動きに合わせ、地域資源としての景観などをさまざまな分野で活用します。

(3)公共施設などへのクリーンエネルギーの普及・啓発

「芽室町地域新エネルギー重点ビジョン」に基づき、再生可能エネルギーの利用を促進するとともに街路灯や建築物などの省エネルギー化を進めるなど、公共施設などへの導入を推進します。

また、エネルギー供給源と消費する公共施設を一定の範囲でまとめたマイクログリッド(小規模電力網)の導入など、エネルギーの地産地消を目指した取組を検討します。

(4)町民へのクリーンエネルギーの普及・啓発

地球温暖化対策推進などを目的に、再生可能エネルギーや省エネルギーの普及・啓発を図り、町民、事業者、行政が連携協力して多様なクリーンエネルギーの活用を図ります。

(5)新エネルギービジョンの点検

新エネルギーの特性を活かし、有効利用するための指針である「芽室町地域新エネルギービジョン」の中期目標である 2020 年度の数値点検結果や、国や道が掲げるカーボンニュートラル実現に向けた取組などを踏まえ、2050 年度に向けて温室効果ガス排出量の削減を進めるため、地域内全体の脱炭素実現に向けた「(仮称)芽室町地球温暖化防止実行計画(区域施策編)」を策定し、「芽室町地域新エネルギービジョン」はその計画に統合します。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	基準値	目標値(R8)
①芽室町の景観に満足している町民の割合	住民意識調査	87.9% (R3)	90.0%
②芽室町の自然環境(空気・水・土壌など)に満足している町民の割合	住民意識調査	92.9% (R3)	95.0%

5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	R5	R6	R7	R8
クリーンエネルギー推進事業・再生可能エネルギーの普及促進	環境土木課		実施			
クリーンめむろ環境基本計画の推進	環境土木課		実施			
自然環境・生活環境の保全	環境土木課		実施			

6 関連する SDGsの目標



4-3-2 廃棄物の抑制と適正な処理

主管課 環境土木課

1 現状と課題

本町の豊かで美しく良好な環境を保全し、次世代に継承していくためには、町民との協働による日常的な環境保全・美化活動を推進するとともに、町民・事業者・行政が互いに協力し、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会の形成を進めることが重要です。

国は、平成30年に「第4次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合を掲げた上で、重要な方向性として、①地域循環共生圏形成による地域活性化、②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③適正処理のさらなる推進と環境再生などを掲げ、その実現に向けて国が講ずべき施策を示しています。

本町においては、「クリーンめむろ環境基本計画」、「芽室町一般廃棄物処理基本計画」に基づき、町民・事業者・行政がそれぞれの役割を担いながら、ごみの減量化、資源化、適正処理による資源循環型社会の実現に向けたまちづくりに取り組んでいます。快適な生活環境づくりを進めるためには、より一層のごみの分別・排出方法のルールやマナーの啓発、指導が必要です。

また、「クリーン農業」を推進している本町農業にとって、環境問題への関心の高まりや豊かな農村環境を保全する観点などから、農業廃棄物再利用に向けた取組を推進しています。

豊かで美しく良好な環境を次世代に継承していくため、今後においても、町民・事業者・行政が互いに協力し、本町らしい資源循環型社会の構築と、ごみ減量化につながる「3R」の取組が必要です。

2 施策の方針

町民・事業者・行政が互いに協力し、ごみの減量化や資源リサイクルの取組を進め、本町らしい資源循環型社会の構築を目指すとともに、快適な生活環境づくりを進めます。

対象	町民・事業者
意図	ごみの減量化と資源リサイクルを推進し、適正な廃棄物処理を行う
結果	快適な生活環境と資源循環型社会の構築

3 施策の主な内容

(1) 資源ごみのリサイクルへの取組

小型電子機器を回収することにより資源リサイクルにつながり、その結果、ごみの最終処分量が削減につながることから、積極的な周知などにより回収量の増加に向けて取り組みます。

地域における資源集団回収の取組は、町民がごみの分別・回収に直接携わることによりリサイクル意識の向上につながり、地域コミュニティの活性化にも寄与する事業であることから、町内会だけではなく、他の住民団体・組織へ拡大するなど、事業の推進を図ります。

(2) 事業系ごみのリサイクルに向けた取組

昨今の環境問題の関心の高まりにつれ、事業者の環境に対する取組姿勢が注目されつつあります。ごみの資源化・減量化など、環境に配慮した取組を行う事業者に対する新たな仕組みの創設に向けて取り組みます。

(3) 事業者との連携によるごみ削減の取組

町内の店舗などにおいて提供する商品の簡易包装や包装をしないまま商品を提供するなど、町内商店会と連携・協力しながら、包装などの簡素化によるごみ削減への取組を進めます。また、町内飲食店と連携し、提供する食事・食品の量などを調整する工夫などにより、食べ残しの抑制や食材の使い切りによる食品ロス削減への取組を進めます。

(4) 農業廃棄物の適正処理

環境問題への意識向上や豊かな農村環境の保全を目的として、JAめむろと連携して農業廃棄物の適正処理を推進するため、芽室町農業用廃プラスチック適正処理対策協議会による一斉回収及び処

理と処理費用への助成を実施しています。本取組については、事業開始から19年間を経過することから、実績及び効果の検証を行い、協議会での議論を踏まえ実施内容の検討を行います。

(5)災害廃棄物の対策

震災や水害などにより発生した廃棄物の処理を迅速かつ的確に行うため、平成31年3月に策定した「芽室町災害廃棄物処理計画」に基づき、廃棄物処理体制の整備に努めます。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	基準値	目標値(R8)
①1人1日当たりの家庭から排出するごみの量	環境土木課調べ	413.26 g/人・日 (R3)	345 g/人・日
②リサイクル率	環境土木課調べ	32.5% (R3)	35.0%

5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	R5	R6	R7	R8
ごみの排出抑制の推進	環境土木課		実施			
3Rの推進と啓発活動	環境土木課		実施			
農業廃棄物の適正処理	農林課		実施			

6 関連する SDGsの目標



4-3-3 上下水道の整備

主管課 水道課

1 現状と課題

本町では上下水道の整備、簡易水道の整備、農業集落排水の整備、個別排水施設(合併浄化槽)の整備など、さまざまな生活環境に係わる施策の取組を行ってきています。

上水道は、令和4年3月現在、従来からの自己水源と十勝中部広域水道企業団からの供給により、給水戸数 7,026 戸、給水人口 14,797 人に対して安全で安心な水道水の安定的な供給に努めています。また、3簡易水道(上美生・美生・河北)は給水戸数 434 戸、給水人口 1,622 人であり、芽室町全体では給水戸数 7,460 戸、給水人口 16,419 人(普及率 81.0%)となっています。

下水道は、生活排水処理、公共用水域の水質保全、雨水排水の速やかな排除を目的として整備しています。市街地や農村集落を形成している区域を公共下水道、農業集落排水で集合処理し、それ以外の区域は個別排水施設(合併浄化槽)により生活排水処理しており、令和4年3月現在の水洗化人口は、17,466 人(水洗化率 96.4%)となっています。今後も安定した下水道事業を持続していくためには、老朽化する施設の計画的な維持管理や改築更新、耐震化対策が必要です。

今後も安定した上下水道事業を持続していくには、老朽化した施設の更新や耐震化が必要となります。節水型社会の定着や人口減少に伴い、料金収入の拡大は見込めませんが、経費の削減や適正な上下水道料金の検討を行い、経営基盤の強化に向けた取組が必要です。

2 施策の方針

上下水道などの整備により、ライフラインを確保し、快適な生活環境の維持に努めます。

対象	上下水道等施設
意図	老朽化した施設の改築更新・耐震化
結果	安全・安心な上下水道の安定提供

3 施策の主な内容

(1)安全・安心な水道水の供給

- ・安全・安心な水道水を安定的に供給するため、老朽水道管布設換及び施設などの再整備を推進するとともに、施設などの適切な維持管理と上水道・簡易水道事業の健全運営に努めます。
- ・上水道施設については、「芽室町上水道事業施設整備基本計画」により水道施設の更新や耐震化を推進するとともに計画的に老朽管の布設換を実施し有収率向上に努めます。
- ・簡易水道施設については、現在、北海道との合併施工で施工中である河北簡易水道の施設更新を継続し進めていくほか、「芽室町水道事業水資源対策基本計画」により他の施設についても検討を行います。

(2)下水道施設などの整備と維持管理の推進

- ・適切な管理により施設などの機能維持に努め、老朽化施設については計画的に再整備を推進するとともに、より多くの町民が水洗トイレなどによる良好な生活環境が確保できるよう努めます。
- ・公共下水道施設は、「芽室町下水道ストックマネジメント計画」に基づき計画的な点検調査を実施し、リスク評価をしながら効率的に維持管理や改築更新、耐震化対策を推進します。また、十勝川流域下水道と整合を図りながら下水道全体計画、下水道事業計画の見直しを行い、公共下水道整備を推進します。
- ・農業集落排水施設は、「芽室町農業集落排水施設維持管理適正化計画(仮称)」に基づき計画的な改築更新、耐震化対策を推進します。
- ・個別排水施設(合併浄化槽)は、「芽室町合併処理浄化槽基本計画」に基づき農村部の下水道施設

として整備を推進します。

(3)上下水道事業の健全な運営

効率的な施設整備と適正な管理や料金の適正化に努め、経常収支の均衡に考慮した健全な事業経営を維持するため、地方公営企業法の非適用事業について、法適化を検討、実施するほか、経営戦略の進捗管理、定時見直しを行います。また、町民の理解と協力が得られるよう、わかりやすい上下水道経営の情報提供に努めます。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	基準値	目標値(R8)
①水洗化率(下水道・集落排水・合併浄化槽)	決算統計	96.4% (R3)	96.9%
②給水人口(上水道・簡易水道)	決算統計	16,419人 (R3)	16,400人 以上

5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	R5	R6	R7	R8
上水道の安定供給 ・上水道老朽管の更新、耐震化 ・上水道施設の更新、耐震化	水道課		検討			
			実施			
下水道施設の整備と適切な維持管理 ・下水道管路の調査、老朽管の改築修繕 ・下水道施設の改築更新、耐震化	水道課		検討			
			実施			
上下水道事業の健全な運営 ・非法適化事業の法適化の検討・実施 ・各事業の経営戦略の定時見直し	水道課		検討			
				実施		

6 関連する SDGsの目標



5-2-1 効果的・効率的な行政運営

主管課 政策推進課

1 現状と課題

本町では、平成16年2月に、当面他市町村と合併しない方針を決定し、平成17年度に「財政基盤の安定」「行政改革」「住民と行政の協働」などの観点から具体的な方針を明示した「芽室町自主・自立推進プラン」を策定しました。

その後、平成20年度から開始した「第4期芽室町総合計画前期実施計画」に、「芽室町自主・自立推進プラン」を融合させることにより、基本的な考え方を継承するとともに、平成17年度から事務事業評価制度、平成21年度から施策評価制度を導入しマネジメントサイクルの確立を進めており、今後においても、マネジメントサイクルの確立と計画行政のさらなる推進を目指す必要があります。

本町においても人口減少が進んでおり、人口減少の克服などに的確かつ迅速に対応するため、平成27年9月に国の「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、「芽室町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（総合戦略）を策定し、令和2年3月には「第2期総合戦略」として改訂しました。人口減少にはさまざまな要因があり、産業の振興や出産・子育て環境の充実、住環境の整備、将来的な移住に繋がる交流人口の増など、長期的な視点で人口減少の抑制につなげる取組が必要です。また、人口が減っても地域が持続できるよう、人口規模に合わせた仕組みづくりが必要となります。

また、本町は昭和61年度策定の「第1次芽室町行政改革大綱」から絶え間なくその取組は続いており、平成23年度に「第9次芽室町行政改革大綱」を策定しました。

第9次芽室町行政改革大綱の推進期間は、平成30年度までであり、平成31年度からは、「行政改革から行政経営へ」と発想を転換し、第5期芽室町総合計画を実現するための土台（組織）づくりに取り組むため、内部管理に特化した「芽室町行政経営ポリシー」を策定しています。

平成28年2月には「芽室町公共施設等総合管理計画」を策定し、各種公共建築物及びインフラ施設などに関するマネジメント計画の上位計画として位置づけ、町財産の維持管理を総合的かつ計画的に進めています。また、令和3年9月に「芽室町町有財産利活用等基本方針」を策定し、町有財産の適正な管理と透明性の高い利活用などを進めることとしました。

2 施策の方針

総合計画の取組を推進し、人口規模に合わせた効果的で効率的な行政運営を進めます。

対象	第5期総合計画
意図	総合計画：目標と掲げられた指標を実現する
結果	計画などに基づき、人口減少などに対応した効果的で効率的な行政運営に結びつける

3 施策の主な内容

(1) 計画行政の推進と評価・予算との連動

町が行う業務は、毎年点検・評価を行い改善・改革に取り組み、その結果については総合計画・実行計画に反映させ、予算と連動させるマネジメントサイクルを継続するとともに、点検・評価をより改善・改革・実行計画に反映できる手法を検証し、マネジメントサイクルの改善を進めます。また、点検・評価にあたっては町民や有識者による外部評価を継続します。

(2) 行政改革の推進

これまでの行政改革の歴史・背景を再確認し、行政改革から行政経営へと発想を転換し、より効果的・効率的な行政運営を実現させるため、平成31年度に策定した「芽室町行政経営ポリシー」及び令和3年度に策定した「芽室町地域・行政経営システム（チーム芽室編）」に基づく取組を進め、町民満足度、さらには職員満足度を向上させます。

(3) 庁内コンピュータ維持管理

平成27年度に「芽室町役場ICT計画」を策定、平成28年度に「サーバークラウド化」「ネットワーク強靱化整備」を進め、災害に強い・セキュリティの確保・ICTの新しい使い方・費用対効果の4つの柱を基に、効率的・効果的なICT活用と、町民サービスの向上を目指しており、これらを実現するための庁内コンピュータの維持管理を計画的に進めます。

(4) 広域行政の推進

十勝圏の1市18町村では、十勝圏複合事務組合による広域的な施策を進めています。また、平成23年7月には十勝定住自立圏形成協定が締結され、共生ビジョンにより広域課題の解決に取り組んでおり、人口減少時代に入り住み慣れた地域で住み続けられるよう、道内外の他の自治体との連携・協力を積極的に推進します。

(5) 公有財産(土地・建物)適正管理の推進

「芽室町公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設などの総合的かつ計画的な管理を推進し、公共ファシリティマネジメントの考え方により、民間アイデアの活用や経営の視点を取り入れ、効果的・効率的な公共施設運営を推進します。また、「芽室町町有財産利活用等基本方針」に基づき、町有財産の適正な管理と透明性の高い利活用などを進めます。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	基準値	目標値(R8)
①第5期総合計画後期実施計画の施策評価(外部)の全施策がD以上、2施策以上がB以上の評価施策数	総合計画審議会評価結果	34 施策(D以上) 0施策(B以上) (R3)	34 施策(D以上) 2施策(B以上)
②職員満足度	職員アンケート	64.6% (R3)	80.0%
③町の行政サービスに満足している町民の割合	住民意識調査	82.9% (R3)	80.0%以上
④公共施設(建築物)管理面積	都市経営課調べ	205,370.91㎡ (R3)	187,091.69 ㎡
⑤町有財産(土地)利利用率	都市経営課調べ	10.9% (R3)	15.0%以上

5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	R5	R6	R7	R8
芽室町自治基本条例の推進	政策推進課	→	実施			
行政改革の実施	総務課	→	実施			
計画行政の推進	政策推進課	→	実施			
庁内コンピュータの維持管理	総務課	→	実施			
公有財産(土地・建物)適正管理の推進	都市経営課	→	実施			

6 関連する SDGsの目標



5-2-3 親切・便利な行政サービスの推進

主管課 総務課

1 現状と課題

さまざまな価値観やニーズに基づく行政需要の多様化、社会経済情勢の変化に対し、一層適切に対応することが求められており、質の高い行政サービスを提供するため、さらなる業務改革が必要となっています。

令和2年度の「まちづくりに関する住民意識調査」では、芽室町の行政サービスに満足している割合は、80.9%、窓口などでの職員対応に満足している割合は83.6%であり、それぞれ目標値を超える評価ではあるものの、今後に向けてさらなる向上と安定的な評価を目指して、ハード・ソフト両面における取組を継続していく必要があります。

旧役場庁舎は、老朽化やバリアフリー対応不足といった課題を抱えていたことから、外構を含めた一体的な新庁舎建設を進め、令和2年度に新庁舎完成、令和3年度には駐車場などの外構も供用開始しています。今後も町民サービスの向上や防災拠点としての機能向上を図る必要があります。

また、ICTの活用は、行政サービス向上の面からも極めて有効であり、国においても令和3年9月にデジタル庁が立ち上がり、「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」では自治体情報システムの標準化や活用が求められていることから、デジタル化の推進については加速度的に進めていく必要があります。それと同時に、個人情報の保護体制(セキュリティ)の徹底も必要です。

2 施策の方針

町民が迅速・正確と感じる対応や案内により、親切で便利な行政サービスの提供を進めます。

対象	町(役場)
意図	町民に、迅速、正確に対応するサービスを提供する
結果	町民の満足度が増し、行政への信頼感が高まる

3 施策の主な内容

(1) 便利で親切な窓口サービスの推進

- ・町民にとって便利で分かりやすく、快適な窓口サービスを実現するため、各種職員研修を実施し職員の資質向上に努めるとともに、窓口サービスを検証し満足していただける対応を推進します。
- ・総合案内業務については、芽室町公共サービスパートナー制度の活用を継続します。

(2) 電子自治体化の推進

- ・第2期「芽室町役場ICT計画」及び国の「自治体DX推進計画」に基づき、自治体情報システムの標準化や行政手続きのオンライン化を推進するとともに、芽室町に合った町民サービスの向上に期待できるデジタル化について、全庁的な検討を進めます。
- ・情報化の進展に伴い、情報の漏えいや外部からの不正侵入などを防ぐためにハード・ソフト両面からの継続したセキュリティ対策に努めます。
- ・書類作成の効率化、事務の迅速化を図るため「電子入札」実現性の研究を行います。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	基準値	目標値(R8)
①役場等の窓口やカウンター、電話などでの職員の対応に満足している町民の割合	住民意識調査	82.3% (R3)	80.0%以上
②町の行政サービスに満足している町民の割合	住民意識調査	82.9% (R3)	80.0%以上

5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	R5	R6	R7	R8
職員研修の実施	総務課		実施			
電子自治体化の推進	総務課		実施			

6 関連する SDGsの目標



5-3-1 シティプロモーションの推進

主管課 魅力創造課

1 現状と課題

本町の人口は、昭和 50 年代から平成7年頃までは、ほぼ横ばいで推移し、その後、東芽室地区の宅地開発を機に、帯広市など十勝圏からの流入により人口が増加しましたが、平成 22 年の国勢調査をピークに減少に転じています。

今後人口は急速な減少を続け、令和 22 年には 14,637 人、令和 42 年には 10,892 人になると推計されています。また人口割合推移では、年少人口と生産年齢人口が減少し、高齢者人口が増加する予測となっており、高齢化率が 50%を超え、少子高齢化が今後も進む見通しとなっています。

要因としては都市化による地縁的つながりの希薄化、居住地域外への通勤による日中人口の減少、自動車社会による生活圏の拡大、量販店で買い物をする行動スタイルの変化、地域活動のきっかけにもなる子どもの減少、生活様式や価値観の多様化に加え、核家族化などが挙げられます。

さらに拍車をかけているのは、デジタル化や新型コロナウイルスの拡大による行動制限など、大きな社会変化もあり、今後より一層のコミュニティ活動の希薄化が懸念されます。

このように、人口減少、少子高齢化、地域コミュニティの希薄化など社会的背景から生まれる新たな地域課題は、地域の担い手不足、税収の減少、交通インフラの整備、空き家・空き店舗の増加など多岐に渡り、10 年後、50 年後、100 年後の持続可能な地域のため、これらの課題への対策が喫緊の課題となっています。

2 施策の方針

社会背景から生まれる町の課題を解決し、町の可能性の最大化を図るために、郷土愛(シビックプライド)を持った町民をはじめ、芽室を応援する気持ちを持った町外の人たち(濃い関係人口)を増やしていくことを目指します。

対象	町民、町外の人(町を知った人、興味関心を持つ人、来られた人)
意図	この町のために何かをしたいと思う人を増やす この町の推奨意欲、行動・活動への参加意欲、行動・活動する人への感謝意欲を高める
結果	住人の郷土愛が醸成される 関係・交流人口による濃い関係人口が増える

3 施策の主な内容

(1)シティプロモーションの推進

- ・めむろシティプロモーション計画に基づき、その具現化に向けて、実行・検証・計画しながら進めます。そのためには主役となる町民や芽室町を愛するファンを繋げる、シティプロモーション推進のエンジンとなる組織づくりを目指します。
- ・地域への想いを育み、主体的に地域づくりに関わる心(郷土愛)の醸成のための取組を進めます。
- ・効果的なシティプロモーションを進めるための一つ的手段として、魅力あふれる地域づくりを目指した地域ブランディングを計画的に推進します。また、この推進にかかる関連事業及び庁内事業の複合的連携を積極的に進め、効果的な成果の実現を目指します。
- ・魅力あふれるまちづくりを実現するために、企業版ふるさと納税の制度活用を積極的に進めます。

(2)まちなか再生の推進

- ・かつての「まちなか」を目指すのではなく、時代の変化に対応し、多様な人たちがチャレンジできる場をつくり、人が集い・たまり、人と人・場と場がつながり、住む人・来る人・働く人の笑顔が輝く、この町の誇りとなる顔「新しいまちなか」をつくっていきます。
- ・町民、関係者の皆さんと議論を進めて「まちなか再生ビジョン」を策定します。(令和4年度)
- ・まちなかに直接的な効果を生む政策及び町内におけるまちなか以外に点在する魅力と連動することで、まちなか活性化に波及させる政策を検討します。
- ・構想の実現に向けた政策の推進、実証事業の展開、財源の確保を進めます。

(3) 移住定住の促進と関係人口・交流人口の創出

- ・移住・定住希望者や新規就農、山村留学、福祉就労など関係機関と連携した推進を進めるとともに、希望者と就職先や住宅・土地情報とのマッチングなども関係機関と連携した取組を行います。
- ・町全体の人口構成バランスを考慮し、子育て世帯などを対象とした住宅取得支援やU・I・Jターン希望者へのきめ細かな対応など、本町への移住・定住を促進します。
- ・住民票を有していなくても町に愛着を持ち、応援してくれる人づくりのため関係人口・交流人口を創出する事業の実施、及びその人たちと町を繋げる、まちづくりに参加できる取組を進めます。特に全国の芽室ふるさと会の方は郷土愛を根源にした濃い関係人口、熱い芽室町のファンでもあることから、連携を密にまちづくりへの積極的な参加促進と、ふるさと会の課題解決、新たな仕組みづくりなどを検討します。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	基準値	目標値(R8)
①芽室町の魅力を誰かにすすめたい推奨意欲	すまいるアンケート	28.2% (R3)	60.0%
②芽室町をよりよくする活動への参加意欲	すまいるアンケート	19.7% (R3)	50.0%
③芽室町をよりよくする活動している人への感謝意欲	すまいるアンケート	69.6% (R3)	90.0%

5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	R5	R6	R7	R8
地域ブランディング事業	魅力創造課		実施			
まちなか再生事業	魅力創造課		実施			
定住促進事業	魅力創造課		実施			
ふるさと会活動支援事業	魅力創造課		実施			

6 関連する SDGsの目標

